

**東北電力株式会社女川原子力発電所の
発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉
施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ
—特定重大事故等対処施設の設置及び
耐圧強化ベント系の廃止—**

令和5年8月30日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 標記の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・ 原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 経緯

令和4年1月6日に、東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき、特定重大事故等対処施設の設置及び耐圧強化ベント系の廃止に係る女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）が提出された。また、令和5年5月31日及び令和5年7月12日に、同社から同申請の補正書が提出された。

令和5年8月23日の原子力規制委員会臨時会議において、特定重大事故等対処施設の設置に対する原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号の各要件への適合性に係る審査書案が審議され、了承された。

3. 審査の結果の案の取りまとめ

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

4. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

6. 科学的・技術的意見の募集（第〇案で委員会了承）（案）

（１）特定重大事故等対処施設の設置に係る審査結果について

「特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて」（平成28年2月3日原子力規制委員会了承事項、2015FY-11）に基づき、別紙1添付1の審査書案については、科学的・技術的意見の募集は行わない。

（２）耐圧強化ベント系の廃止に係る審査結果について

本発電所については、新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（令和元年11月28日から30日間）。今回の申請に係る審査書案の取りまとめにあたっては、

（第1案）：別紙1添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：別紙1添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

7. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに別紙1添付2の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

【附属資料一覧】

別紙1 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

別紙2 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）

別紙3 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）

参考1 特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて（平成28年2月3日原子力規制委員会了承文書、2015FY-11）

【別紙 1】

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置 変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の核原料 物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定す る許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

令和4年1月6日付け東北電原技第4号（令和5年5月31日付け東北電原技第2号及び令和5年7月12日付け東北電原技第5号をもって一部補正）をもって、東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る特定重大事故等対処施設の設置工事及び耐圧強化ベント系の撤去工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における工事に要する資金の額、総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付1及び添付2^{※1}のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付1及び添付2^{※1}のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付1及び添付2^{※1}のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

※1 本申請の変更内容である特定重大事故等対処施設の設置及び耐圧強化ベント系の廃止のうち、前者に係る審査結果を添付1に、後者に係る審査結果を添付2に取りまとめた。

【参考】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

【昭和 32 年法律第 166 号】

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という。)は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

(許可等についての意見等)

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合(以下この項において「許可等をする場合」という。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣)

二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣)

三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合(前二号に該当するものを除く。) 文部科学大臣

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について

上記の件について、令和4年1月6日付け東北電原技第4号(令和5年5月31日付け東北電原技第2号及び令和5年7月12日付け東北電原技第5号をもって一部補正)をもって、東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年1月6日付け東北電原技第4号（令和5年5月31日付け東北電原技第2号及び令和5年7月12日付け東北電原技第5号をもって一部補正）をもって、東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(2号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取について

上記の件について、令和4年1月6日付け東北電原技第4号(令和5年5月31日付け東北電原技第2号及び令和5年7月12日付け東北電原技第5号をもって一部補正)をもって、東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年1月6日付け東北電原技第4号（令和5年5月31日付け東北電原技第2号及び令和5年7月12日付け東北電原技第5号をもって一部補正）をもって、東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・ 発電用原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・ 海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと
- ・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る特定重大事故等対処施設の設置工事及び耐圧強化ベント系の撤去工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達する計画としている。

申請者における工事に要する資金の額、総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付1及び添付2^{※1}のとおり、申請者には、本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があると認められる。

4. 法第43条の3の6第1項第3号

添付1及び添付2^{※1}のとおり、申請者には、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

5. 法第43条の3の6第1項第4号

添付1及び添付2^{※1}のとおり、本件申請に係る発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

6. 法第43条の3の6第1項第5号

本件申請については、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

※1 本申請の変更内容である特定重大事故等対処施設の設置及び耐圧強化ベント系の廃止のうち、前者に係る審査結果を添付1に、後者に係る審査結果を添付2に取りまとめた。

特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて

平成28年2月3日
原子力規制庁

1. 経緯

発電用原子炉施設の新規制基準で定めた特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて、平成28年1月29日の原子力規制委員会臨時会で審議し、以下のとおりとなった。

○原子力規制庁から、特重施設に関する審査の取りまとめ方の案について説明がなされた。

○特重施設に関する審査結果については、非公開の内容も含めて審査書案として取りまとめた上で、セキュリティの観点から公開すべきではない部分を適切にマスキングしたものを公開することとなった。

○審査書案のうち公開した内容に対する科学的・技術的意見の募集については、下記の採決の結果、募集を行わないこととなった。

案1：意見の募集を行わない　：田中委員長、田中知委員、伴委員

案2：意見の募集を行う　　：更田委員長代理、石渡委員

2. 対応方針

以上を踏まえ、別添のとおり審査結果の取りまとめを行う。

なお、非公開の内容を含む審査書案については、非公開の原子力規制委員会において審議を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開することとなる。

審査書案の審議後、公開の原子力規制委員会において、平和利用及び経理的基礎に係る審査結果を含め、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取について審議いただく予定。さらに、両機関からの回答を踏まえ、設置変更許可に対する最終的な結論について公開の原子力規制委員会で審議いただく予定。

特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて

平成28年1月29日
原子力規制委員会

発電用原子炉施設の新規制基準で定めた特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）に関する審査については、平成27年1月14日の原子力規制委員会で確認したとおり、セキュリティの観点に配慮し、公開の審査会合で基本的な考え方を確認した上で、非公開の審査会合で具体的な施設の仕様や配置場所等について審査を行うこととしている。《参考資料》

今後、特重施設に関する審査結果を取りまとめるに当たり、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮する必要があることから、以下のように進めることとする。

- 審査結果について、非公開の審査会合で扱っている内容（具体的な施設の仕様や配置場所等）も含めて審査書案として取りまとめることとなるが、セキュリティの観点から公開すべきではない部分（※）以外については、公開することとする。

※公開の考え方について

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に則して、情報公開法第5条の不開示情報に該当するものを公開しないことを原則とする。例えば、特重施設に係るテロ等の想定、特重施設の設備名、設置場所、強度、数に関する情報など、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報は公開しないこととする。

- 特重施設の審査については、公開する科学的・技術的内容が限定的であり、これよりも詳細にわたって審査の経緯や判断根拠の説明を加えることが困難であることを踏まえ、審査書案のうち公開した内容に対する科学的・技術的意見の募集は行わない。

以上

参考資料：「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」（平成27年1月14日 原子力規制委員会資料2）

特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて

平成27年1月14日
原子力規制庁

1. 背景

- 発電用原子炉施設の新規制基準適合性審査については、審査会合を公開で実施するとともに、資料も原則公開してきた^{※1}。ただし、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる施設の大規模な損壊に関する審査については、公開の審査会合において基本的な考え方を確認し、非公開の審査会合において具体的な手順等の審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開してきた^{※2}。

(※1：平成25年度第14回原子力規制委員会（平成25年7月10日）議題1、

※2：平成25年度第36回原子力規制委員会（平成25年12月18日）議題4）

- 発電用原子炉施設の新規制基準において、特定重大事故等対処施設は、信頼性向上のためのバックアップ対策として、同基準施行後5年間は適用しないことができるとされている。この特定重大事故等対処施設に関する申請（以下、「特重申請」という。）は、以下のとおり提出された。

平成26年12月15日 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所（1、6、7号機）

平成26年12月16日 電源開発(株)大間原子力発電所

平成26年12月25日 関西電力(株)高浜発電所（3、4号機）

2. 対応方針

特重申請の審査については、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮し、以下の取扱いとする。

- 公開の審査会合において、特定重大事故等対処施設の基本的な考え方を確認する。
- その上で、具体的な施設の仕様や配置場所等については、非公開の審査会合において審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開する。

(参考)

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（抜粋）

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

(案)

東 北 電 力 株 式 会 社
女 川 原 子 力 発 電 所 の
発 電 用 原 子 炉 設 置 変 更 許 可 申 請 書
（ 2 号 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 変 更 の う
ち、特 定 重 大 事 故 等 対 処 施 設 の 設 置 ）
に 関 す る 審 査 書
（ 核 原 料 物 質、核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に
関 する 法 律 第 4 3 条 の 3 の 6 第 1 項 第 2 号（技 術
的 能 力 に 係 る も の）、第 3 号 及 び 第 4 号 関 連）

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容	4
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	4
IV	特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力	10
IV-1	特定重大事故等対処施設に対する要求事項	10
IV-1.1	1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）	11
IV-1.2	2 地震による損傷の防止（第39条関係）	16
IV-1.3	3 津波による損傷の防止（第40条関係）	24
IV-1.4	4 火災による損傷の防止（第41条関係）	26
IV-1.5	5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）	34
IV-1.6	6 特定重大事故等対処施設（第42条関係）	37
IV-1.6.1	1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）	37
IV-1.6.2	2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）	43
IV-1.6.3	3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第42条第3号関係）	56
IV-1.7	7 その他	57
IV-2	特定重大事故等対処に係る技術的能力	57
IV-2.1	1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）	57
IV-2.2	2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）	65
IV-3	原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認	83
V	審査結果	101
	略語等	102

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づいて、東北電力株式会社(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)」(令和4年1月6日申請、令和5年5月31日及び令和5年7月12日一部補正)(以下「本申請」という。)のうち、特定重大事故等対処施設の設置に係る事項の内容が、同条第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定(発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。)のうち、技術的能力に係る規定
- (2) 同項第3号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。)
- (3) 同項第4号の規定(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)

なお、本申請のうち、耐圧強化ベント系の廃止に係る事項に関する審査結果(原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(技術的能力に係るもの)、同項第3号及び同項第4号)は別途取りまとめる。

さらに、本申請の内容が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定(発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。)、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第5号の規定(同法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。)に適合しているかどうかについての審査結果も、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- (3) 同項第4号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。)及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「火災防護基準」という。)

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (2) 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (3) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (4) 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (5) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
- (6) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

- (7) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（原規技発第 13061918 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
- (8) 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（原管地発第 1306191 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地質ガイド」という。）
- (9) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306192 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
- (10) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「津波ガイド」という。）
- (11) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地盤ガイド」という。）
- (12) 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（原規技発第 1409177 号（平成 26 年 9 月 17 日原子力規制委員会決定）。以下「審査ガイド」という。）
- (13) 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価等に関する審査ガイド（原規技発第 1409178 号（平成 26 年 9 月 17 日原子力規制委員会決定）。以下「評価ガイド」という。）
- (14) 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機の特性等（原規技発第 1409181 号（平成 26 年 9 月 18 日原子力規制委員会決定）。以下「非公開ガイド」という。）
- (15) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（原規技発第 1704052 号（平成 29 年 4 月 5 日原子力規制委員会決定））

3. 本審査書の構成

「Ⅱ 変更の内容」には、本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置について示した。

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ-1 特定重大事故等対処施設に対する要求事項」には、設置許可基準規則のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内

容を示した。また、当該施設が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、設置許可基準規則のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を踏まえ、設置許可基準規則第42条に基づき設置する設備等に関して審査した。

「IV-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力」には、重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定への適合性に関する審査内容を示した。また、当該施設が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、重大事故等防止技術的能力基準の規定のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を踏まえ、体制の妥当性に関して審査した。

「IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」には、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性に関する審査内容を示した。

「V 審査結果」には、規制委員会としての結論を示した。

なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じて、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

II 変更の内容

申請者は、本申請において、女川原子力発電所（以下「本発電所」という。）の敷地内に2号炉の特定重大事故等対処施設を設置するとしている。

III 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

このうち、本章においては、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力についての審査結果を記載する。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な

技術的能力についての審査結果は、「IV-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力」で記載する。

規制委員会は、申請者の技術的能力を技術的能力指針に沿って審査した。具体的には、本申請が既に運転実績を有する発電用原子炉に関するものであることに鑑み、技術的能力指針の項目を以下のとおり整理して審査を行った。

1. 組織
2. 技術者の確保
3. 経験
4. 品質保証活動体制
5. 技術者に対する教育・訓練
6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり技術的能力指針に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 組織

技術的能力指針は、発電用原子炉施設の設計及び工事並びに運転及び保守を実施するために、役割分担が明確化された組織を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 設計及び工事並びに運転及び保守の業務は、女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で定めた業務所掌に基づき実施する。
- (2) 設計及び工事の業務は、本店の原子力部及び土木建築部並びに本発電所の担当グループそれぞれにおいて実施する。なお、設計及び工事の業務のうち、現地における管理は本発電所の担当グループにおいて実施する。
- (3) 運転及び保守の業務は、本店の原子力部及び土木建築部並びに本発電所の担当グループそれぞれにおいて実施する。自然災害及び重大事故等の非常事態に際しては、本発電所に設置する原子力防災組織（特定重大事故等対処施設を操作する要員（以下「特重対策要員」という。）を含む。）により、運転及び保守の業務を実施する。また、これらの組織は、本店に設置する原子力防災組織とも連携する。
- (4) 特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務については、当該業務に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行い、秘密情報等を管理・保持する。

- (5) 保安規定等の法令上の手続を要するものについては、本店の原子炉施設保安委員会において審議し、本発電所で使用する手順については、本発電所の原子炉施設保安運営委員会において審議する。

規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務を実施する本店の原子力部及び土木建築部並びに本発電所の担当グループ並びに本店の原子炉施設保安委員会及び本発電所の原子炉施設保安運営委員会については、保安規定等で定めた業務所掌に基づき本店と本発電所の役割分担を明確化した上で業務を実施することを確認した。さらに、自然災害及び重大事故等の非常事態に対応するための組織として、原子力防災組織を設置し対応していること、特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務については、当該業務に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行い、秘密情報を管理・保持することなど、申請者の組織の構築が適切なものであることを確認した。

2. 技術者の確保

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を行うための専門知識、技術及び技能を有する技術者を確保すること又は確保する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 本店及び本発電所においては、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者の人数を確保するとともに、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者等の資格を有する技術者を確保する。さらに、本発電所では、自然災害及び重大事故等への対応に必要な大型自動車等を運転する資格を有する技術者を確保する。
- (2) 設計及び工事に必要な技術者は、業務の各工程において必要な人数を配置する。また、運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者についても、業務を実施するために必要な人数を配置する。
- (3) さらに、必要な技術者については、採用、教育及び訓練を行うことにより、今後とも継続的に確保する方針とする。

規制委員会は、本店及び本発電所における、技術者数の推移、採用実績、教育及び訓練実績により、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者を確保していること、今後とも計画的かつ継続的に採用、教育及び訓練を実施していることなど、申請者における技術者の確保については適切なものであることを確認した。

3. 経験

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な経験として、本申請と同等又は類似の施設の経験を十分に有していること又は経験を蓄積する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 本発電所3基及び東通原子力発電所1基の建設及び改造を通じた設計及び工事の経験に加えて、約38年にわたる運転及び保守の経験を有する。
- (2) また、東京電力福島第一原子力発電所事故以前にアクシデントマネジメント対策として原子炉又は原子炉格納容器への代替注水等を可能とするための設備改造を実施した経験を有していることに加えて、平成23年3月30日付け平成23・03・28原第7号による経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である電源車、消防ポンプ等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有する。
- (3) 国内外の関連施設への技術者の派遣並びにトラブル対応に関する情報の収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を蓄積する。

規制委員会は、上記の緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、また、今後ともこれらを適切に継続する方針であることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。

4. 品質保証活動体制

技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動を行う体制を構築すること又は構築する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

(1) 社内の体制

- ① 品質保証活動の実施に当たっては、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上することを目的として、安全文化を醸成するための活動並びに関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年1月23日原子力規制委員会規則第2号）」（以下「品管規則」という。）に基づき確立し、これに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項を、品質マニュアルと

して「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」及び「原子力品質保証規程」に定める。

- ② 本店の各業務を主管する実施部門及び発電所並びに監査部門である本店の原子力考査室においては、品質マニュアルに基づき、手順及び記録に関する文書体系を定める。
- ③ 社長は、品質マニュアルに基づく品質方針を定め、原子力安全の重要性を組織内に周知する。また、実施部門の管理責任者である原子力本部長の下、本店各室部長及び発電所長は、同方針に基づき各実施部門における品質保証活動に関する計画を策定、実施、評価及び改善する。
- ④ 監査部門の管理責任者である原子力考査室長は、実施部門とは独立した立場で監査を実施する。
- ⑤ 社長は、管理責任者から品質保証活動に関する報告を受け、その実施状況を踏まえた改善の必要性についてマネジメントレビューを行う。
- ⑥ さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持あるいは向上させるために、実施部門に共通する活動については本店の原子力安全推進会議において審議し、また、本発電所において実施する活動は本発電所の品質保証会議において審議し、それぞれの審議結果を業務へ反映する。

(2) 設計及び工事並びに運転及び保守の品質保証活動

- ① 設計及び工事は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従い、その重要度に応じて実施する。調達する場合には、供給者に対して要求事項を明確にするとともに、重要度に応じて管理を行い、試験及び検査等により調達する製品等が要求事項を満足していることを確認する。
- ② 運転及び保守は、各業務を主管する組織の長が、品質マニュアルに従って、個々の業務を計画し、実施する。調達する場合には、設計及び工事と同様に管理、確認する。
- ③ 設計及び工事並びに運転及び保守において不適合が発生した場合、各業務を主管する組織の長は、不適合を除去し、原因を特定した上で是正処置を実施する。調達においては、これらを供給者に行わせ、各業務を主管する組織が確認する。
- ④ 特定重大事故等対処施設の設計及び工事並びに運転及び保守の品質保証活動については、当該活動に関する情報の取扱者を限定し、情報漏えいの防止策を行い、秘密情報等として管理・保持する。

規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動については、品管規則に基づいて品質マニュアルを定めた上で、その品質マニュアル等の下で調達管理を含めた品質保証活動に関する計画、実施、評価、改善を

実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の品質保証活動体制の構築が適切なものであることを確認した。

5. 技術者に対する教育・訓練

技術的能力指針は、技術者に対して、専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるための教育及び訓練を行う方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 新たに配属された技術者に対しては、原子力発電の基礎知識の習得を図るため、教育及び訓練を実施する。
- (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術者に対しては、専門知識、技術及び技能の習得を図るため、本発電所の訓練施設に加え、株式会社BWR運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会等の国内の原子力関係機関において能力に応じた机上教育及び実技訓練を実施する。
- (3) 教育・訓練は、専門知識、技術及び技能の習得状況に応じて対象者、内容及び時間等に関する実施計画を策定し実施する。
- (4) 原子炉建屋等（原子炉建屋及び制御建屋）への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定される重大事故等（以下「特定重大事故等」という。）（※¹）に対応する技術者（特重対策要員を含む。）、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じて必要な教育及び訓練を実施する。

規制委員会は、技術者に対しては専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるため、教育・訓練に係る実施計画を策定した上で必要な教育及び訓練を実施すること、さらに、事務系職員及び協力会社社員に対しても、特定重大事故等における役割に応じて、教育及び訓練を実施することなど、申請者の技術者等に対する教育及び訓練の方針は適切なものであることを確認した。

6. 発電用原子炉主任技術者等の選任・配置

技術的能力指針は、発電用原子炉主任技術者及び運転責任者をその職務が適切に遂行できるよう配置していること又は配置する方針を示すことを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者の免状を有し、実務経験を有する者から、原子炉ごとに選任する。

（※¹）IV-3の1. 1（1）にて想定している状態。

- (2) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うこととし、発電用原子炉施設の運転に関して必要な指示ができるよう、職務の独立性を確保するために社長が選任し配置する。
- (3) 発電用原子炉主任技術者の代行者は、発電用原子炉主任技術者の要件を有する特別管理職の職位の者から選任する。
- (4) 運転責任者は、規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、当直の責任者である発電課長の職位として配置する。

規制委員会は、発電用原子炉主任技術者については、必要な要件を踏まえた上で選任し、独立性を確保した職位として配置すること、運転責任者については、基準に適合した者の中から選任し、発電課長の職位として配置することなど、申請者の有資格者等の選任及び配置の方針については適切なものであることを確認した。

IV 特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、申請者の計画が、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準のうち特定重大事故等対処施設に適用される規定に適合しているか否かを審査した。審査内容は以下のとおり。

IV-1 特定重大事故等対処施設に対する要求事項

規制委員会は、特定重大事故等対処施設に対し、以下の項目について審査を行った。

- IV-1. 1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）
- IV-1. 2 地震による損傷の防止（第39条関係）
- IV-1. 3 津波による損傷の防止（第40条関係）
- IV-1. 4 火災による損傷の防止（第41条関係）
- IV-1. 5 共通設計方針（第43条第1項関係及び第2項関係）
- IV-1. 6 特定重大事故等対処施設（第42条関係）
- IV-1. 7 その他

なお、「IV-1. 1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」については、新たに確認されたOF-8断層が露頭する地盤に が設置されていることから、特定重大事故等対処施設に加えて、常設耐震重要重大事故防止設備

及び常設重大事故緩和設備（※²）が設置される重大事故等対処施設についても審査を行った。

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり設置許可基準規則に適合するものと判断した。

IV-1. 1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）

第38条は、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、当該施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならないことを要求している。加えて、特定重大事故等対処施設については、第4条第2項の規定により算定する地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならないことを要求している。

また、上記の施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならないこと、及び変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

申請者は、新たに特定重大事故等対処施設を設置する

（以下「評価対象施設」という。）

並びに令和4年6月1日付け原規規発第2206019号をもって許可された「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）」（令和3年12月16日申請、令和4年4月8日一部補正。以下「既許可申請」という。）において評価されている原子炉建屋を対象に評価を行っている。

また、常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備が設置されている

については、新たに確認されたOF-8断層が露頭する地盤に設置していることから、評価を行っている。

規制委員会は、評価対象施設、原子炉建屋及び

を対象に評価を行うことは妥当であると判断し、以下の項目について審査を行った。

1. 地盤の変位
2. 地盤の支持

（※²）「常設耐震重要重大事故防止設備」及び「常設重大事故緩和設備」は、第38条において定義されているものである。以下同様。

3. 地盤の変形

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 地盤の変位

第38条は、同条第3項の適用に当たっては、設置許可基準規則解釈別記1（以下「解釈別記1」という。）に準ずるものとしており、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設については、「将来活動する可能性のある断層等」の露頭がないことを確認した地盤に設置することを要求している。

申請者は、評価対象施設、原子炉建屋又は[]を設置する地盤に露頭する断層等の活動性評価について、既許可申請での評価に加え、ボーリング調査等から、評価結果を以下のとおりとしている。

- (1) 評価対象施設、原子炉建屋又は[]を設置する地盤には、既許可申請において活動性評価を行った[]条の断層（[]）に加え、OF-8断層を確認した。
- (2) OF-8断層は、以下に示すとおり、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないと評価した。
 - ① OF-8断層については、北北東-南南西～北東-南西走向の褶曲軸と斜交する走向のため、「斜交断層」に分類した。
 - ② []のOF-8断層については、東西走向、高角度南傾斜を示し、破碎幅は数mmから数cmであり、破碎部性状は細片状、固結状等の特徴を有し、1条から数条に分岐する箇所を確認した。
 - ③ []の延長想定位置に破碎部が確認されなかったが、その周辺で新たに破碎部を確認し、当該破碎部について、走向、傾斜、破碎幅、性状、鉛直変位量（以下単に「走向、傾斜等」という。）から、当該破碎部は[]のOF-8断層と判断した。
 - ④ これらのことから、OF-8断層は、既許可申請において活動性評価を行った[]に切られていると判断した。
 - ⑤ なお、OF-8断層をずらしているシームについては、その延長想定位置に相当するシームの薄片観察の結果、当該シームの主せん断帯をまたぐように、前期白亜紀に形成されたとする石英脈が晶出していることを確認

したことから、OF-8断層をずらしているシーム及びOF-8断層が、前期白亜紀以降に活動していないことが推定される。このことは、OF-8断層の活動性評価とおおむね整合している。

当初、申請者は、OF-8断層の活動性評価について、の延長想定位置付近にOF-8断層が確認されないことをもって、OF-8断層がに切られているものと判断していた。

規制委員会は、審査の過程において、OF-8断層との新旧関係（切り切れ関係）が直接確認できる観察事実等により説明することを求めた。

これに対し、申請者は、追加ボーリング調査を行い、に新たな破碎部を確認し、走向、傾斜等を根拠として、当該破碎部をOF-8断層と判断した上で、あらためて活動性評価を実施した。

規制委員会は、評価対象施設、原子炉建屋又はを設置する地盤の変位については、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していること及び地質ガイドを踏まえていることを確認した。

- (1) 評価対象施設、原子炉建屋又はを設置する地盤に露頭する条の断層について、OF-8断層は、との新旧関係（切り切れ関係）から「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないこと、及びその他条の断層は、既許可申請の審査において「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認していること。

2. 地盤の支持

第38条は、同条第1項第1号、第3号及び第4号の適用に当たっては、解釈別記1に準ずるものとしており、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設については、耐震重要度分類のSクラスに適用する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設けなければならないこと、さらに、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することを要求している。

なお、規制委員会は、原子炉建屋及びを設置する地盤の支持については、解釈別記1の規定に適合していること及び地質ガイドを踏まえていることを既許可申請の審査において確認している。

申請者は、評価対象施設の基礎地盤の支持に係る評価の内容を以下のとおりと

している。

- (1) 評価対象施設の接地面積、重量等を踏まえ、評価を代表する施設として (以下「評価代表施設」という。以下この項において同じ。) を選定し、基礎地盤の支持力、基礎地盤のすべり及び基礎底面の傾斜に対する安全性を評価した。
- (2) 基準地震動による地震力を作用させた動的解析は、評価代表施設の周辺の地質構造及び施設配置を考慮し、評価代表施設を直交する2断面を対象に二次元有限要素法により行った。
- (3) 動的解析に用いる地盤パラメータ等は、各種の調査結果を基に設定した。解析に当たっては、せん断強度のばらつき、入力地震動の位相の反転についても考慮した。

また、評価代表施設の地下水位は、「IV-1.2 耐震設計方針」を参照して基礎版中央高さに設定し、周辺地盤の地下水位は、地表面に設定した。

- (4) 動的解析の結果は、以下のとおり、評価基準値又は評価基準値の目安を満足する。
 - ① 基礎底面の地震時最大接地圧は 1.1N/mm^2 であり、基礎地盤における評価基準値 (平板載荷試験の結果による N/mm^2) を下回る。
 - ② 基礎地盤の最小すべり安全率は3.2であり、評価基準値(1.5)を上回る。
 - ③ 基礎底面の最大傾斜は $1/17,000$ であり、評価基準値の目安($1/2,000$)を下回る。

規制委員会は、評価対象施設を設置する地盤の支持については、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを確認した。

- (1) 評価代表施設について、接地面積、重量等を踏まえ、適切に選定されていること。
- (2) 申請者が実施した動的解析の手法、地盤パラメータの設定方法等が適切であり、基準地震動を用いた評価を行った結果、評価基準値又は評価基準値の目安を満足していること。

3. 地盤の変形

第38条は、同条第2項の適用に当たっては、解釈別記1に準ずるものとしており、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設については、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状が生じた場合にお

いてもその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

なお、規制委員会は、原子炉建屋及びを設置する地盤の変形については、解釈別記1の規定に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを既許可申請の審査において確認している。

申請者は、評価対象施設の支持地盤に係る設計方針、地殻変動による傾斜に関する評価を以下のとおりとしている。

- (1) 評価対象施設は、直接又はマンメイドロックを介して岩盤の上に設置されていることから、不等沈下、揺すり込み沈下等による影響を受けるおそれはないが、液状化等による地盤変状を考慮した場合においても、必要な機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。
- (2) 評価対象施設の接地面積、重量等を踏まえ、評価を代表する施設として
 (以下「評価代表施設」という。以下この項において同じ。)を選定し、支持地盤の地殻変動による傾斜に対する安全性を評価した。
- (3) 評価代表施設の支持地盤の地殻変動による傾斜については、敷地及び敷地近傍には、「将来活動する可能性のある断層等」は認められないことから、地震活動に伴い生じる地殻変動による本発電所への影響は小さいと考えられるが、既許可申請において設定した東北地方太平洋沖型地震を想定した波源モデルである基準断層モデル③による地震、本発電所に比較的近い活断層であるF-6断層～F-9断層による地震及び仙台湾の断層群による地震について、Okada(1992)の手法により、評価代表施設の傾斜を評価した結果、最大傾斜は1/41,000であり、評価基準値の目安である1/2,000を下回る。また、基準地震動による傾斜との重畳を考慮した場合においても、最大傾斜は1/16,000であり、1/2,000を下回る。

規制委員会は、評価対象施設を設置する地盤の変形については、以下のことから、解釈別記1の規定に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを確認した。

- (1) 液状化等による地盤変状を考慮した場合においても、必要な機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする方針としていること。
- (2) 評価代表施設について、接地面積、重量等を踏まえ、適切に選定されていること。
- (3) 評価代表施設について、地殻変動による傾斜に関する評価が適切であり、評価基準値の目安を満足していること。

IV-1. 2 地震による損傷の防止（第39条関係）

第39条は、特定重大事故等対処施設について、第4条第2項の規定に基づき算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力及び第4条第3項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 耐震設計方針

規制委員会は、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

また、規制委員会は、特定重大事故等対処施設の周辺斜面については、斜面法尻から対象施設までの離隔距離が十分にあること等から、当該施設の機能に影響を与える斜面は存在しないことを確認し、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

審査内容は以下のとおり。

1. 耐震設計方針

第39条は、同条第1項第4号の適用に当たっては、設置許可基準規則解釈別記2（以下「解釈別記2」という。）に準ずることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- (1) 機能維持等の方針
- (2) 地震応答解析による地震力
- (3) 荷重の組合せと許容限界の設定方針
- (4) 波及的影響に係る設計方針

各項目についての審査内容は以下のとおり。

(1) 機能維持等の方針

第39条は、特定重大事故等対処施設に対して、以下の機能維持等の方針とすることを要求している。

- ① 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えること及び基準地震動による地震力に対して特

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設に適用する地震力に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものとするなどから、機能維持等の方針が第39条に適合していることを確認した。

(2) 地震応答解析による地震力

解釈別記2は、基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定することを要求している。

申請者は、以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針としている。

対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、地震応答解析手法を選定するとともに、十分な調査に基づく解析条件を設定する。

地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。

規制委員会は、申請者が、適切に地震応答解析による地震力を算定する方針としていることから、この方針が解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

(3) 荷重の組合せと許容限界の設定方針

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設の建物・構築物及び機器・配管系について、荷重の組合せと許容限界の考え方に対し、以下を満たすことを要求している。

① 建物・構築物

- a. 常時作用している荷重及び通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対する評価において、構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。
- b. 常時作用している荷重及び通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に作用する荷重と、弾性設計用地震動による地震

力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないこと。

② 機器・配管系

- a. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等時に生じる荷重(※⁴)と、基準地震動による地震力とを組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。その評価においては、組合せ荷重によって塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。

また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。例えば、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。

- b. 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に生じる荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力とを組み合わせた荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまること。

上記①及び②それぞれの a. 及び b. において、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重については、次の荷重を考慮すること。

- i) 地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重
- ii) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の超過確率を踏まえて考慮すべき事象によって作用する荷重

申請者は、特定重大事故等は、人為的な事象であるため地震との確率論的な組合せの議論は困難であり、また、特定重大事故等が発生した場合においても、特定重大事故等対処施設によって、原子炉格納容器内の圧力を早期に低減するとともに、原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するためにフィルタベント以外の手段によって原子炉格納容器を除熱し、速やかに原子炉格納容器内の圧力を大気圧近傍まで下げる計画であることから、特定重大事故等対処施設に

(※⁴) それぞれの荷重には常時作用している荷重を含む。

対して特定重大事故等時に生じる荷重と基準地震動又は弾性設計用地震動に相当する地震力との組合せについては考慮しないとしている。

一方で、申請者は、特定重大事故等以外の重大事故等が発生した場合は、特定重大事故等対処施設に対して重大事故等対処施設と同様に、事故時に生じる長期荷重と地震力との組合せを考慮するとしている。

以上を踏まえて、申請者は、次のとおり、建物・構築物及び機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する方針としている。

また、対象施設の設計において、揚圧力低減が必要な場合は、地下水位低下設備を設置するとしている。

① 建物・構築物

a. 基準地震動による地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常的气象条件による荷重）、運転時に作用する荷重（通常運転時に作用する荷重又は運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重）、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時に生じる荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

(a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を有することとする。なお、終局耐力は、構造物又は部材・部位に荷重が作用し、その変形が著しく増加して破壊に至る過程での最大の荷重とし、既往の実験式等に基づき定めるものとする。

b. 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類Sクラスに適用される静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固

定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重)、運転時に作用する荷重(通常運転時に作用する荷重又は運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重)、設計基準事故時に生じる荷重及び設計用自然条件(積雪、風荷重等)とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

- (a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重
- (b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容限界を超えないように設計する。

なお、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等(特定重大事故等を除く。)時に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

② 機器・配管系

- a. 特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重と地震力との組合せ及び許容限界

- i) 基準地震動による地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界

基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、設計基準対象施設が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等(特定重大事故等を除く。)時の状態で、特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重及び設計用自然条件(積雪、風荷重等)とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時又は重大事故等(特定重大事故等を除く。)時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

- (a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

- (b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器等の動的機能要求については、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

- ii) 弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力に対する荷重の組合せ及び許容限界
弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力と組み合わせる荷重は、設計基準対象施設が通常運転時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で、特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重及び設計用自然条件（積雪、風荷重等）とする。

この際、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時の状態で特定重大事故等対処施設が待機状態において作用する荷重については、次の荷重を考慮する。

- (a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重
(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

当該組合せに対する評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることを許容限界とする。

- b. 重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が使用状態において作用する荷重と地震力との組合せ及び許容限界

重大事故等（特定重大事故等を除く。）時の状態で特定重大事故等対処施設が使用状態において作用する荷重については、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせるに当たって、次の荷重を考慮する。

- (a) 地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重

(b) 地震によって引き起こされるおそれのない事象であって、その発生確率及び継続時間並びに基準地震動又は弾性設計用地震動の年超過確率を踏まえて考慮すべき事象による荷重

なお、継続時間については特定重大事故等対処施設の使用期間及び設置目的並びに対策の成立性も考慮して設定する。

当該組合せに対する評価においては、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、塑性ひずみの量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器等の動的機能要求については、実証試験等によって確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

規制委員会は、特定重大事故等対処施設に対する荷重の組合せと許容限界の設定方針について、申請者が以下のとおりとしていることから、解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

- ① 特定重大事故等が発生した場合については、原子炉格納容器内の圧力を大気圧近傍まで低減することから、荷重の組合せについては考慮しないとしていること。
- ② 特定重大事故等以外の重大事故等が発生した場合については、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）に適用される荷重の組合せ及び許容限界を設定していること。
- ③ 耐震重要度分類Sクラスの弾性設計方針と同等の組合せ荷重及び許容限界を設定していること。

(4) 波及的影響に係る設計方針

第39条において準じて適用する解釈別記2は、特定重大事故等対処施設が、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物が、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計している。

設計に当たっては、以下のとおりとしている。

- ① 敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、以下に示す4つの影響（視点）について、波及的影響の評価に係る事象を選定する。

- a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
 - b. 特定重大事故等対処施設と耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等との接続部における相互影響
 - c. 建屋内における耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の損傷、転倒、落下等による特定重大事故等対処施設への影響
 - d. 建屋外における耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の損傷、転倒、落下等による特定重大事故等対処施設への影響
- ② これら4つの影響（視点）以外に追加すべきものがないかを、原子力発電所の地震被害情報を基に確認し、新たな検討事象が抽出された場合には、その影響（視点）を追加する。
- ③ 各影響（視点）から選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を摘出する。
- ④ 波及的影響の評価に当たっては、特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。また、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、これらの地震力によって影響を及ぼす可能性のある施設・設備を選定し、評価する。
- ⑤ 波及的影響の評価においては、溢水防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても確認する。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設について、耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設等の波及的影響によって、特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計することから、波及的影響に係る設計方針が解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

IV-1.3 津波による損傷の防止（第40条関係）

第40条は、特定重大事故等対処施設について、基準津波に対して特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを要求している。

具体的には、同条解釈1は、設置許可基準規則解釈別記3（以下「解釈別記3」という。）に準ずること、同条解釈2は、特定重大事故等対処施設が設けられる発電所の敷地に津波による浸水が生じた場合においても、特定重大事故等対処施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持できることを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設について、基準津波に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とするため、特定重

[Redacted]

なお、審査の過程において、申請者は、津波による敷地の浸水について、防潮堤等の機能が一部喪失する状態を具体的に想定し、敷地内への浸水量及び浸水高さを設定する方針を示した。

これに対して、規制委員会は、令和4年度第11回及び第16回原子力規制委員会臨時会議において、津波による敷地の浸水に対する機能維持の方針について、以下のとおり考え方の整理を行った。

- ・防潮堤等の耐津波設計が十分な余裕を有しており、特定重大事故等対処施設が設置される原子炉建屋内への浸水が生じる可能性が十分に小さいと判断できるため、個別に外郭防護の一部機能喪失を想定して敷地内浸水量を評価する必要はない。
- ・他方で、第40条及び設置許可基準規則解釈第40条2a)は、津波による敷地内浸水を想定し対策を講じることを求めており、想定しない浸水経路が存在する可能性なども考慮して、所与のものとして一定程度の敷地内浸水を考慮することが必要である。

[Redacted]

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設の耐津波設計方針について、解釈別記3に準じた設計とした上で、特定重大事故等対処施設が設けられる発電所の敷地に津波による浸水が生じた場合においても、特定重大事故等対処施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持できる設計方針とすることから、第40条に適合するものと判断した。

IV-1. 4 火災による損傷の防止（第41条関係）

第41条は、特定重大事故等対処施設について、火災により特定重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止するこ

とができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものとするを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 火災区域及び火災区画の設定
2. 火災防護計画を策定するための方針
3. 火災の発生防止に係る設計方針
4. 火災の感知及び消火に係る設計方針
5. 特定の火災区域又は火災区画における対策の設計方針

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、火災防護基準にのっとり、第41条に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 火災区域及び火災区画の設定

火災防護基準は、火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じるために、火災区域を設定し必要に応じて火災区域内に火災区画を設定することを要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する屋内の火災区域について、特定重大事故等対処施設を構成する設備並びに重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置を考慮し耐火壁により他の区域と分離して設定するとしている。また、屋外の火災区域は、火災防護対策を実施するために、他の区域と分離し延焼防止を考慮した管理を踏まえた設定とするとしている。さらに、火災区画は、屋内に設定する火災区域について、特定重大事故等対処施設を構成する設備並びに重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置を考慮して分割し設定するとしている。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する場所を火災区域として設定し、必要に応じて火災区域内に火災区画を設定する方針としており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

2. 火災防護計画を策定するための方針

火災防護基準は、火災防護対策を実施するために必要な手順、機器及び体制等を定める火災防護計画を策定することを要求している。

申請者は、火災防護対策を適切に実施するための火災防護計画を定めるとして

いる。

規制委員会は、申請者が、以下の方針で火災防護計画を定めるとしており、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

- (1) 発電用原子炉施設全体を対象とする。
- (2) 火災防護対策を実施するために必要な手順、防護するために用いる機器、組織体制を定める。
- (3) 特定重大事故等対処施設を構成する設備を火災から防護するため、火災の発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれの目的を達成するための火災防護対策について定める。

3. 火災の発生防止に係る設計方針

火災防護基準は、発電用原子炉施設に対して火災の発生を防止するための対策を講じること、安全機能を有する機器等に対して不燃性材料又は難燃性材料、難燃ケーブルを使用すること並びに発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に対して自然現象によって火災が発生しないように対策を講じることがを要求している。特定重大事故等対処施設に対する火災による損傷の防止については、「安全機能を有する機器等」を「特定重大事故等対処施設を構成する設備」と読み替えて準用する。(以下IV-1. 4において同じ。)

(1) 発電用原子炉施設における火災の発生防止

申請者は、以下のとおり対策を講じている。

- ① 火災区域に、発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する場合、発火性又は引火性物質の漏えいの防止やその拡大の防止、配置上の考慮、換気、防爆及び貯蔵を考慮する。
- ② 可燃性の蒸気が滞留するおそれがある火災区域においては、換気により可燃性の蒸気を滞留させない。
- ③ 火災区域には、可燃性の微粉を発生する設備を設置しない。
- ④ 発電用原子炉施設には、火花を発生する設備等を金属製の筐体に収納するなどの対策を行い発火源となる設備を設置しない。
- ⑤ 水素を内包する設備を設置する火災区域においては、換気及び漏えい検知等を行う。
- ⑥ 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成17年10月）」に基づき、水素の蓄積を防止する。

- ⑦ 発電用原子炉施設は、電気系統の過電流による過熱や焼損を防止する。

規制委員会は、申請者による発電用原子炉施設を構成する設備における火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(2) 特定重大事故等対処施設における火災の発生防止

申請者は、以下のとおり対策を講じるとしている。

- ① 機器等及びそれらの支持構造物のうち、主要な構造材には不燃性材料を使用する。
- ② 変圧器及び遮断器は絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する。
- ③ ケーブルは、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する。
- ④ 換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性材料を使用する。
- ⑤ 保温材は、金属等の不燃性材料を使用する。
- ⑥ 建屋内装材は、不燃性材料を使用する。

規制委員会は、申請者による特定重大事故等対処施設を構成する設備における火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

ただし、難燃ケーブルとすべきケーブルのうち、それ単体では延焼を確実に防止できない放射線モニタケーブルは、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置した専用の電線管に敷設するなどの措置により、十分な保安水準が確保されることを確認した。

(3) 自然現象による特定重大事故等対処施設における火災の発生防止

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を十分な支持性能をもつ地盤に設置し、自らが破壊され又は倒壊することによる火災の発生を防止する、耐震設計に当たっては、設置許可基準規則解釈に従うとともに、特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する建屋等について、落雷等の自然現象による火災の発生防止対策を講じる設計とするとしている。

規制委員会は、申請者の設計が、自然現象により特定重大事故等対処施設を構成する設備における火災の発生を防止する方針としており、火災防護基準の

規定にのっとり適切なものであることを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、申請者による火災の発生防止に係る設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

4. 火災の感知及び消火に係る設計方針

火災防護基準は、火災感知設備及び消火設備について、早期の火災感知及び消火を行える設計とすることを要求している。また、これらの火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象に対して機能及び性能を維持すること、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、安全機能を有する機器等の安全機能が損なわれないよう消火設備を設計することを要求している。

(1) 火災感知設備

申請者は、火災感知設備について、以下の設計方針としている。

- ① 火災区域又は火災区画における環境条件や想定される火災の性質を考慮して設置する。
- ② 早期に火災を感知するため、煙感知器、熱感知器の組合せを基本として異なる種類の感知器を組み合わせて設置するとともに、火災の発生場所を特定することができるものとする。
- ③ 感知器の誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、急激な温度上昇や煙の濃度上昇を把握することができる「アナログ式の火災感知器」を使用する。
- ④ 全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう 又は常設代替交流電源設備から電力が供給開始されるまでの容量を有する蓄電池を設置する。
- ⑤ 火災感知設備の作動状況が、緊急時制御室と連携することなどにより、中央制御室で監視できるものとする。
- ⑥ は、発火源及び可燃物がない設計とすることから、火災感知設備を設置しない。

規制委員会は、申請者による火災感知設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

ただし、一部の火災区域又は火災区画の火災感知器については、火災防護基準が求める「アナログ式の火災感知器」を設置すると誤作動しやすくなるなど火災感知器として有効に機能しない場合がある。そのような火災区域又は火災

区画には、環境を考慮し、以下の a. 又は b. の火災感知器を設置することにより十分な保安水準が確保されることを確認した。

- a. 引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所では、火災感知器の作動時の爆発を防止するため、防爆型の「アナログ式でない熱感知器」及び「アナログ式でない煙感知器」を設置する。例えば、タンク内部の燃料の気化のおそれがある[]についてはアナログ式でない防爆型のものを採用する。
- b. 環境条件により火災による熱又は煙が感知器に十分に伝わらず、熱感知器又は煙感知器による火災感知が困難となるおそれがある場所では、「アナログ式の煙感知器」及び「アナログ式でない炎感知器」の組合せ、又は「アナログ式の熱感知器」及び「アナログ式でない炎感知器」の組合せを採用する。なお、屋外エリアに設置する場合は、屋外仕様の感知器を採用するとともに、太陽光の影響に対しては視野角への影響を考慮した遮光板を設置することで誤作動を防止する設計とする。

(2) 消火設備

申請者は、消火設備について、以下の設計方針としている。

① 煙の充満及び放射線の影響を踏まえた消火設備の設計方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備を設置する火災区域又は火災区画には、火災時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる場合、自動消火設備又は中央制御室若しくは緊急時制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置する。

一方、火災が発生しても煙が大気に放出され充満するおそれがない火災区域若しくは火災区画、可燃物の設置状況等により煙が充満しにくい火災区域若しくは火災区画、又は、要員が常駐し早期の消火活動が可能である火災区域若しくは火災区画においては、消火器等で消火する。

例えば、屋外の火災区域については、火災が発生しても煙が大気に放出され消火活動が困難とならないため、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置しない。

② 消火用水供給系の多重性又は多様性の確保

消火用水供給系は、多重性又は多様性を有する設計とする。所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置等により、消火用水の供給を優先する設計とする。なお、水道水系とは共用しない設計とす

る。

③ 火災に対する二次的影響の考慮

煙等による二次的な影響が、火災が発生していない特定重大事故等対処施設を構成する設備等に及ばない設計とする。

④ 消火設備の電源確保

作動に電源が必要な消火設備は、全交流動力電源喪失時においても消火が可能となるように、蓄電池を有したものとする。

なお、固定式消火設備は、蓄電池に加えて 又は常設代替交流電源設備からも受電できる設計とする。

⑤ 発火源及び可燃物がない火災区域又は火災区画

は水で満たされていること、発火源及び可燃物がない設計とするため、火災が発生するおそれがないことから消火設備を設置しない。

⑥ その他

上記①から⑤に加えて、以下の対策を講じる。

- a. 消火剤及び消火用水の確保
- b. 全ての火災区域及び火災区画の消火活動を可能とするための消火栓の配置
- c. 移動式消火設備の配備
- d. 消火設備の故障警報を中央制御室又は緊急時制御室に発するため
の吹鳴機能の確保
- e. 消火活動を行うために必要となる照明の設置
- f. 管理区域内での消火活動による放射性物質を含むおそれがある水
の管理区域外への流出防止
- g. 固定式ガス消火設備の作動前における退出警報を発するため
の吹鳴機能の確保

規制委員会は、申請者による消火設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(3) 地震等の自然現象に対する火災感知設備及び消火設備の機能等の維持

申請者は、火災感知設備及び消火設備について、凍結、風水害及び地震時における地盤変位を以下のとおり考慮するとしている。

- ① 屋外消火栓は不凍式消火栓を採用することなどにより、凍結を防止する設計とする。また、屋外の火災感知設備及び消火設備は -14.6°C の環境下でも使用可能な設計とする。
- ② 屋外消火栓を除き、消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。
- ③ 火災感知設備及び消火設備は、特定重大事故等対処施設を構成する設備の耐震設計上の区分に応じて機能を維持できる設計とし、耐震Bクラス及びCクラス機器において基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合であっても、特定重大事故等に対処するために必要な機能が維持される設計とする。
- ④ 消火配管は、地上又はトレンチ内に設置し、建物の消火配管接続口は、建物の外部に設置する。消火配管の建物接続部付近は、地盤変位による影響を直接受けないように、当該変位を吸収できる設計とする。

規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

(4) 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による特定重大事故等対処施設への影響

申請者は、消火設備の放水等による溢水に対して、特定重大事故等に対処するために必要な機能への影響を考慮した設計とするとしている。

また、水以外を用いる消火設備として、ハロゲン化物消火剤を用いることとしているが、ハロゲン化物消火剤は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、消火設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、電気及び機械設備に影響を与えないとしている。

規制委員会は、申請者の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

以上のことから、規制委員会は、申請者による火災感知設備及び消火設備の設計が、火災防護基準の規定にのっとり適切なものであることを確認した。

5. 特定の火災区域又は火災区画における対策の設計方針

火災防護基準は、上記1. から4. までの項目に加え、安全機能を有する機器等それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講じた設計とすることを要求している。

申請者は、以下のとおりとしている。

- (1) 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。
- (2) 蓄電池室には、蓄電池のみを設置し直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。蓄電池室の換気空調設備は、水素ガスの排気に必要な換気量以上となるように設計するとともに、当該設備が停止した場合には、緊急時制御室に警報を発する機能を有する設計とする。
- (3) ポンプ室には、煙を排気できる可搬式の排風機を設置できる設計とする。
- (4) 緊急時制御室を含む火災区画の換気空調設備には、防火ダンパを設置する設計とする。また、緊急時制御室の床面には、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。

規制委員会は、申請者による特定の火災区域又は火災区画における火災防護対策の設計が火災防護基準の規定にのっとり適切なものであり、特定重大事故等対処施設を構成する設備それぞれの特徴を考慮した対策を講じていることを確認した。

IV-1. 5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）

第43条は、特定重大事故等対処施設を構成する設備全般に対して、共通事項として以下の項目を要求している。

1. 環境条件、荷重条件及び信頼性（43-1-1（※⁵））
2. 操作性（43-1-2）
3. 試験及び検査（43-1-3）
4. 切替えの容易性（43-1-4）
5. 他の設備に対する悪影響防止（43-1-5）
6. 現場の作業環境（43-1-6）
7. 容量（43-2-1）
8. 共用の禁止（43-2-2）
9. 設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止（43-2-3）

（※⁵） 「43-1-1」は、第43条において該当する条項「第43条第1項第1号」を示す。以下同様。

とする。

発電用原子炉の運転中に待機状態にある設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼさない限りにおいて、運転中に定期的に試験又は検査ができる設計とする。

また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器については、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。

4. 切替えの容易性

特定重大事故等対処施設を構成する設備のうち、本来の用途以外の用途として特定重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能ないように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。

5. 他の設備に対する悪影響防止

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、発電用原子炉施設内の他の設備（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（当該特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。））に対して、弁の閉止等によって悪影響を及ぼさない設計とする。

6. 現場の作業環境

特定重大事故等対処施設を構成する設備の設置場所は、特定重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、放射線量が高くなるおそれの少ない設置場所の選定、遮へいの設置等により設置場所で操作できる設計又は放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた箇所から遠隔で操作できる設計とする。

7. 容量

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、特定重大事故等の収束において、想定される事象及びその事象の進展等を考慮し、特定重大事故等時に必要な目的を果たすために必要となる容量等を有する設計とする。

8. 共用の禁止

特定重大事故等対処施設を構成する設備の各機器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

9. 設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、設計基準事故対処設備の安全機能及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）の重大事故等に対処するための機能と、環境条件、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障による共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図るとの適切な措置を講じた設計とする。

規制委員会は、本申請が、特定重大事故等対処施設を構成する設備の共通の設計方針等について、特定重大事故等の収束に必要な容量を有する設計とするなど、審査ガイド等を参照して審査し、第43条の規定にのっとりしたものとしていることを確認した。

IV-1. 6 特定重大事故等対処施設（第42条関係）

第42条は、発電所に特定重大事故等対処施設を設けることを要求している。

このため、規制委員会は、審査ガイド等を参照して設計方針を審査し、以下の項目について審査を行った。

IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置

IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室

IV-1. 6. 3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条に適合するものと判断した。

IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）

第42条第1号は、特定重大事故等対処施設が、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを要求している。

想定する特定重大事故等については、様々な想定事象を含む厳しい事象である大型航空機の衝突で代表する。

また、設置許可基準規則解釈第42条2は、特定重大事故等対処施設について、少なくとも第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設は一の施設でなければならないと要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 大型航空機の特性の設定
2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定
3. 特定重大事故等対処施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針
4. 地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条第1号及び設置許可基準規則解釈第42条2に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 大型航空機の特性の設定

大型航空機衝突影響評価を実施するためには、衝突を想定する大型航空機の特性を設定することが必要である。審査ガイド等は、大型航空機の特性として、大型航空機の機種、進入経路、進入速度及び燃料の積載量を設定することを示している。

申請者は、大型航空機衝突影響評価において必要となる大型航空機の特性を以下のとおり設定している。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

規制委員会は、申請者による大型航空機の特性的設定について、審査ガイド等を参照し審査を行い、適切なものであることを確認した。

2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定

大型航空機衝突影響評価を行うためには、1. の設定を踏まえて、衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲を設定する必要がある。審査ガイド等において、衝突箇所については、山地形等を考慮して適切に設定すること、大型航空機衝突影響評価の対象範囲については、「必要な離隔距離」を確保できない建屋、施設及び設備とすることを示している。

申請者は、大型航空機の衝突影響を考慮すべき対象を、全ての特定重大事故等対処施設に係る建屋、施設及び設備としている。原子炉建屋等及び特定重大事故等対処施設について、大型航空機により同時又は連続的に衝突する箇所を以下のとおり設定する方針としている。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

規制委員会は、審査ガイド等を参照し審査を行い、申請者が、大型航空機が原子炉建屋等及び特定重大事故等対処施設を同時又は連続的に衝突する範囲をそれぞれ設定していることを確認した。また、大型航空機衝突影響評価の対象として評価対象建屋等及び評価対象設備を設定していることを確認した。

3. 特定重大事故等対処施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

特定重大事故等対処施設を構成する設備は、特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする必要がある。このため、原子炉建屋等に対して必要な離隔距離を確保すること、又は大型航空機の衝突に対して

頑健な建屋に収納することが必要である。必要な離隔距離が確保できない場合は、大型航空機衝突影響評価を実施し建屋の頑健性を確認する必要がある。大型航空機衝突影響評価については、審査ガイド等において、評価対象建屋等に対して構造評価を行うこと及び評価対象設備に対して機能評価を行うことを示している。

申請者は、特定重大事故等対処施設を特定重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないようにするため、以下のとおり設計するとしている。

(1) 原子炉建屋等に対して必要な離隔距離を確保した設計

(2) 大型航空機の衝突に対して頑健性を有する設計

a. 波及的な物理的損傷の評価

b. 航空機衝突による衝撃破損に対する評価

c. 火災損傷の評価

d. 溢水による影響評価

規制委員会は、審査ガイド等を参照し審査を行い、申請者が、特定重大事故等対処施設について、原子炉建屋等に対して必要な離隔距離等を確保した設計を基本とした上で、特定重大事故等対処施設を構成する設備を収納する建屋及び施設について大型航空機の衝突に対して頑健性を有する設計とすることなどを確認した。

4. 地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止の要求事項を満たす一の施設

設置許可基準規則解釈第42条2は、特定重大事故等対処施設について、少なくとも第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を満たす施設は一の施設でなければならないと要求している。

申請者は、特定重大事故等対処施設について、第38条第1項第4号、第39条第1項第4号及び第40条の要求事項を一の施設で満たす設計とするとしている。申請内容及び審査内容は、「IV-1. 1 特定重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）」、「IV-1. 2 地震による損傷の防止（第39条関係）」及び「IV-1. 3 津波による損傷の防止（第40条関係）」に記載のとおりである。

規制委員会は、申請者が、特定重大事故等対処施設は地盤、地震による損傷の防止及び津波による損傷の防止の要求事項を一の施設で満たす設計とする方針について、設置許可基準規則解釈第42条2にのっとり適切なものであることを確認した。

IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）

第42条第2号は、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備を要求している。具体的には、設置許可基準規則解釈第42条3において、以下を要求している。

1. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備
2. 緊急時制御室
3. 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、第42条第2号に適合するものと判断した。

なお、特定重大事故等時に原子炉格納容器の破損を防止するための機能に必要な手順及び当該機能を制御する緊急時制御室に必要な手順については、後述する「IV-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2. 2項関係）」にて、その妥当性を確認する。また、特定重大事故等時に必要となる機能（緊急時制御室を含む。）及び当該機能を維持するための体制の有効性については、後述する「IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」にて確認する。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備

第42条第2号は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備として、以下の機能を有する設備を要求している。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能
- (2) 原子炉内の熔融炉心の冷却機能
- (3) 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能
- (4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能
- (5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能
- (6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能
- (7) サポート機能
 - (7) - 1 電源設備
 - (7) - 2 計装設備
 - (7) - 3 通信連絡設備
- (8) 上記設備の関連機能 (※⁷)

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備に係る設計方針について、以下のとおり確認した結果、第42条第2号に適合するとともに、設置許可基準規則第三章の「重大事故等対処施設」のうち関連する要求事項を踏まえており、適切な設計方針であることを確認した。なお、(8)については、(1)から(7)の各機能を有する設備に係る設計方針にて確認した。

(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能

本機能に対しては、第46条を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の減圧操作機能が喪失した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧操作するために必要な設備を設置することが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備を設計としている。

①

(※⁷) 減圧弁や配管等を指す。

[Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

④ [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を有する設備に係る設計方針が、第46条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(2) 原子炉内の溶融炉心の冷却機能

本機能に対しては、第47条を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉内の溶融炉心を冷却するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉内の溶融炉心の冷却機能を有する設備を設計している。

① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

- ④ [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉内の溶融炉心の冷却機能を有する設備に係る設計方針が、第47条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(3) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能

本機能に対しては、第51条を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能を有する設備として、[Redacted]及び[Redacted]
[Redacted]を設計するとしている。

(3) - 1 [Redacted]

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]

(3) - 2 [Redacted]

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]

[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能を有する [Redacted] 及び [Redacted] [Redacted] に係る設計方針が、第51条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(4) 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能

本機能に対しては、第49条第2項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有する設備を設計している。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有する設備に係る設計方針が、第49条第2項を踏まえており適切なものであることを確認した。

(5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能

本機能に対しては、第50条を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及

び温度を低下させるために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備を設計するとしている。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

[Redacted text block]

⑧ [Redacted text block]

⑨ [Redacted text block]

⑩ [Redacted text block]

⑪ [Redacted text block]

⑫ [Redacted text block]

⑬ [Redacted text block]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有する設備に係る設計方針が、第50条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能

本機能に対しては、第52条を踏まえると、水素爆発(※⁹)による原子炉格納容器の破損を防止する必要がある場合には、そのために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止できるよう、発電用原子炉の運転中は、原子炉格納容器内に窒素ガスを注入し常時不活性化するとともに、以下のとおり、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を有する設備として、
を設計としている。

(6) - 1

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥

(※⁹) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内における水素による爆発

- (6) - 2 [Redacted]
- [Redacted]
- ① [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ② [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

規制委員会は、申請者による水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を有する設備に係る設計方針が、第52条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) サポート機能

(7) - 1 電源設備

電源設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3(g)は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備に電力を供給するものであり、特定重大事故等対処施設の要件を満たすこと、並びに可搬型代替電源設備及び常設代替電源設備のいずれからも接続できることを要求している。また、第57条を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備に電力を確保するために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、電源設備を設計している。

- ① [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ② [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ③ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- ④ [Redacted]
- [Redacted]

⑤	
⑥	
⑦	

規制委員会は、申請者による電源設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3（g）にのっとるとともに、第57条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) - 2 計装設備

計装設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3（a）vii.は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備のサポート機能として、計装設備を設置することを要求している。計装設備は、特定重大事故等が発生した場合の状況を把握し、原子炉格納容器の破損を防止するための対策を講じるために必要である。また、第58条を踏まえると、特定重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、計装設備を設計している。

①	
②	

- ③ [Redacted]

規制委員会は、申請者による計装設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(a) vii.にのっとるとともに、第58条を踏まえており適切なものであることを確認した。

(7) - 3 通信連絡設備

通信連絡設備に対して、設置許可基準規則解釈第42条3(f)は、緊急時制御室に整備され、原子炉制御室及び発電所内緊急時対策所その他の必要な場所との通信連絡を行えるものであることを要求している。また、第62条を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けることが必要である。

申請者は、以下のとおり、通信連絡設備を設計としている。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]

規制委員会は、申請者による通信連絡設備に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(f)にのっとるとともに、第62条を踏まえており適切なものであることを確認した。

2. 緊急時制御室

設置許可基準規則解釈第42条3(b)は、上記1.の機能を制御する緊急時制御室を設けること、同条3(d)は、特定重大事故等により重大事故等対処設

備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）による原子炉格納容器破損防止対策が有効に機能しなかった場合には、原子炉制御室から移動し緊急時制御室において対処することを想定し緊急時制御室の居住性を確保すること、同条 3（e）は、緊急時制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍に、有毒ガスの発生時において、有毒ガスが緊急時制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがないように、発電所内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時制御室において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることを要求している。また、第 59 条及び第 61 条を踏まえると、緊急時制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることが必要である。さらに、第 61 条を踏まえると、緊急時制御室は、特定重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものである必要がある。

申請者は、特定重大事故等対処施設を構成する設備を制御するため、以下のとおり、緊急時制御室を設け、居住性を確保する設計とするとともに、必要な評価及び対策を行うことによって有毒ガスが及ぼす影響により特定重大事故等対処施設の機能が損なわれることがない設計ととしている。

(1) 緊急時制御室

①

②

③

④

⑤

⑥

(2) 緊急時制御室の居住性

①

②

(3) 緊急時制御室の有毒ガス防護

- ① 有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照し、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。
- ② 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるか否かの観点から

評価すべき固定源及び可動源を特定する。

- ③ 固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。
- ④ 固定源及び可動源に対して、緊急時制御室における特重対策要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認し、特重対策要員を防護できる設計とする。

規制委員会は、申請者による緊急時制御室に係る設計方針が、設置許可基準規則解釈第42条3(b)、同条3(d)及び同条3(e)にのつとるとともに、第59条及び第61条を踏まえており適切なものであることを確認した。

3. 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等

設置許可基準規則解釈第42条3(c)は、上記1.の機能を有する設備について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）に対して、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求している。

規制委員会は、申請者による設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）との多重性等に対する設計方針が、「IV-1.5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）9.」において記載のとおりであり、設置許可基準規則解釈第42条3(c)にのつとり、適切なものであることを確認した。

IV-1.6.3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第42条第3号関係）

第42条第3号は、特定重大事故等対処施設が、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間使用できるものであり、少なくとも7日間必要な設備が機能するために十分な容量を有する設計とすることを要求している。また、非公開ガイドは、

ことを示している。

申請者は、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの7日間、特定重大事故等対処施設の機能を維持できるよう、特定重大事故等対処施設内に必要な燃

料等を確保する設計としている。

規制委員会は、審査ガイド等を参照して設計方針を審査し、申請者が、特定重大事故等対処施設内に貯蔵する燃料等により、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの少なくとも7日間、特定重大事故等対処施設を使用できるようにする設計としていることから、第42条第3号に適合するものと判断した。

IV-1.7 その他

上記の要求事項以外に「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）」及び「安全避難通路等（第11条関係）」に対しては、既許可申請から変更がないことを確認した。

IV-2 特定重大事故等対処に係る技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があることを要求しており、その審査基準は、重大事故等防止技術的能力基準である。

重大事故等防止技術的能力基準1.0項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制として、重大事故等に対処するための体制に対する共通の事項を要求している。また、同基準2.2項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制として、重大事故等に対処するための体制に対する固有の事項を要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- IV-2.1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）
- IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）

規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1.0項及び2.2項に適合するものと判断した。

IV-2.1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）

（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）

重大事故等防止技術的能力基準1.0項は、重大事故等に対処するための体制に対して要求される共通の事項であることから、特定重大事故等への対策においても、

同項にのっとり、必要な手順や、全社的な体制の整備などの基盤的な要求事項を満たす体制を整備するとともに、それらを保安規定等において規定する方針であることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 特定重大事故等対処施設に関する手順等に係る共通事項
2. 復旧作業
3. 支援
4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、重大事故等防止技術的能力基準1. 0項に適合するものと判断した。

なお、必要な体制に関する固有の要求に係る審査については、「IV-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」において記載する。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 特定重大事故等対処施設に関する手順等に係る共通事項

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準

1. 0項（1）にのっとりたものであることを確認した。

（1）切替えの容易性

特定重大事故等に対処するための系統構成を速やかに整えられるよう必要な手順等を整備するとともに、これを確実に実行できるよう訓練を実施する方針であること。

（2）アクセスルートの確保

- ① 特定重大事故等を含め、大規模損壊が発生した場合においては、プラント全体の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路ができる限り確保できるよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する方針であること。ただし、特定重大事故等が発生した場合には、「IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）3.（1）及び（2）」に記載のとおり、特定重大事故等対処施設は原子炉建屋等と同時に破損しない設計とすることから、特定重大事故等対処施設の被害状況は確認しない。
- ② 障害物を除去可能なブルドーザ等を保管し、それらを運転できる要員を確保する等、実効性のある運用管理を行う方針であること。

2. 復旧作業

規制委員会は、申請者の計画が、特定重大事故等が発生した場合においては、「IV-1. 6. 1 特定重大事故等対処施設の設置（第42条第1号関係）3.（1）及び（2）」及び「IV-1. 5 共通設計方針（第43条第1項及び第2項関係）1.」に記載する設計方針により、特定重大事故等対処施設の復旧作業の必要がないことから、特定重大事故等対処施設に関する重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（2）に係る体制は整備しないとしていることを確認した。

3. 支援

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（3）にのっとりものであることを確認した。

- （1）本発電所内であらかじめ用意された重大事故等対処設備、予備品及び燃料等により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。また、特定重大事故等対処施設内に必要な燃料等を確保するとともに、緊急時制御室は、緊急時制御室内にとどまり対応するために必要な飲料及び食料等により特重対策要員が事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。
- （2）プラントメーカー、協力会社、その他の関係機関と協議及び合意の上、外部支援計画を定める方針であること。
- （3）本発電所は、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等により、事象発生後6日間までに支援を受けられる計画であること。

4. 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

（1）手順書の整備

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1. 0項（4）解釈1にのっとりであることを確認した。

① 情報の収集及び判断基準

特定重大事故等が発生し、が機能喪失する過酷な状態において、発電用原子炉施設の状態の把握及び特定重大事故等への対策（以下IV-2. 1において「対策」という。）の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、手順書にまとめる方針であること。

なお、対策の適切な判断を行うための個別手順の判断基準は、「IV-2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」で記載

する。

② 判断に迷う操作等の判断基準の明確化

原子炉格納容器の破損を防ぐために優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にした手順書を整備する方針であること。

なお、優先すべき操作等の個別手順の判断基準は、「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）」で記載する。

③ 財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針

- a. 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長があらかじめ方針を示すこと。
- b. 原子力防災管理者及び発電課長がちゅうちょせず指示できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を重大事故等対策要員及び特重対策要員が使用する発電所対策本部用手順書並びに運転員が使用する運転操作手順書に整備する方針であること。
- c. 特重対策要員がちゅうちょせずに操作できるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を発電所対策本部用手順書に整備する方針であること。
- d. 発電所対策本部長が、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施すること、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を発電所対策本部用手順書に整備する方針であること。

④ 手順書の構成及び手順書相互間の移行基準の明確化

- a. 事故の進展状況に応じて実効的な対策を実施するための運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書を整備する方針であること。
- b. 運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の移行基準を明確にする方針であること。

⑤ 状態の監視及び事象進展の予測に係る手順書の整備

- a. 特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、運転操作手順書及び発電所対策本部用手順書に明記する方針であること。
- b. 対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目、監

視パラメータ等を発電所対策本部用手順書に整理する方針であること。

- c. 後述する「IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認」にて整理した有効な情報を、発電所対策本部用手順書に整理する方針であること。

⑥ 前兆事象の確認を踏まえた事前の対応手順の整備

- a. 原子炉建屋等への大型航空機の衝突その他のテロリズムの前兆事象を把握できるか、それにより特定重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、特定重大事故等対処施設の機能の維持及び事故の緩和対策をあらかじめ検討する方針であること。
- b. 前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する方針であること。
- c. 特定重大事故等が発生又は発生するおそれがあると判断した場合、原則として発電用原子炉の停止・冷却操作を行う手順を整備する方針であること。

⑦ 有毒ガス発生時の緊急時制御室の運転員の防護手順の整備

- a. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、緊急時制御室における特重対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する方針であること
- b. 固定源及び可動源に対しては、特重対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする方針であること。
- c. 予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重対策要員に対して配備した防護具を着用させることにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する方針であること。
- d. 有毒ガスの発生による異常を検知した場合、設置許可基準規則第42条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する方針であること。
- e. 固定源を収容している建屋において大型航空機衝突が発生した場合における防護具の着用の手順を整備する方針であること。

(2) 訓練の実施

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1.0項(4)解釈2にのっとりつつたものであることを確認した。

① 教育及び訓練の実施方針

- a. 特定重大事故等発生時の発電用原子炉施設の挙動に関する教育及び訓練を実施する方針であること。
- b. 各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、力量を付与された要員を必要人数配置する方針であること。

② 知識ベースの理解向上に資する教育及び総合的な訓練等の実施

- a. 要員の役割に応じて特定重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行う方針であること。
- b. 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を定期的に計画する方針であること。

③ 保守訓練の実施

普段から訓練施設での分解点検等の実習や保守点検活動を実施することにより、特定重大事故等対処施設等について熟知する方針であること。

④ 高線量下等を想定した訓練の実施

高線量下、夜間、悪天候等を想定した事故時対応訓練を実施する方針であること。

⑤ マニュアル等を即時利用可能とするための準備

特定重大事故等対処施設及び資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う方針であること。

(3) 体制の整備

規制委員会は、申請者の計画が、以下のとおり重大事故等防止技術的能力基準1.0項(4)解釈3にのっとりつつたものであることを確認した。

① 役割分担及び責任者の明確化

- a. 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組

織の役割分担、責任者等を定める方針であること。

- b. 実施組織及び支援組織については、機能班により構成し、各班には専門性及び経験を考慮した要員を配置する方針であること。
- c. 指揮命令系統を明確にし、効果的な対策を実施し得る体制を整備する方針であること。

② 実施組織の構成

対策を実施する実施組織を、

- a. 事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作等を行う発電管理班
- b. 事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作、不具合設備の応急復旧並びに火災発生時の消火活動を実施する保修班

により構成し、必要な役割分担を行い対策が円滑に実施できる体制を整備する方針であること。

③ 複数号炉の同時被災への対応

- a. 複数号炉での対処が必要な事象が発生した場合において、運転号炉及び停止号炉に配置された統括は、発電所対策本部長の活動方針の下、対象号炉の事故影響緩和及び拡大の防止に係る運転操作への助言、可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等に関する統括を行い、対策を実施する方針であること。
- b. 必要な要員を発電所内に常時確保し複数号炉が同時に被災した場合においても対応できる体制とする方針であること。

④ 支援組織の構成

- a. 発電所対策本部に支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織、実施組織が対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける方針であること。
- b. 技術支援組織は、プラント状態の進展予測、評価等を行う班、発電所内外の放射線及び放射能の把握状況、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示等を行う班で構成すること。
- c. 運営支援組織は、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡等を行う班、要員の呼集、資材の調達及び輸送に関する一元管理等を行う班、社外対応情報の収集、報道機関対応車の支援等を行う班で構成すること。

⑤ 対策本部の設置及び要員の招集

- a. 所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置し、その中に実施組織及び支援組織を設置する方針であること。
- b. 勤務時間外、休日（夜間）において特定重大事故等が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、本発電所内に、重大事故等対策要員（2号炉運転員7名を含む）30名、1号炉及び3号炉の運転員計8名、初期消火要員（消防車隊）6名及び特重対策要員□名の合計□名を常時確保する方針であること。さらに、事象発生後12時間を目途に重大事故等対策要員54名を確保する方針としている。
- c. 勤務時間外、休日（夜間）を含めて必要な要員を非常召集できるよう、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、定期的に連絡訓練を実施する方針であること。
- d. 通常運転時において、所定の特重対策要員及び重大事故等対策要員に欠員が生じた場合の対応に備えた特重対策要員及び重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う方針であること。また、特重対策要員及び重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する方針であること。

⑥ 各班の役割分担及び責任者の明確化

対策の実施組織及び支援組織について、上記4.(3)②項及び4.(3)④項に示す各班の機能を明確にするとともに、各班の責任者である班長を配置し、その代行者を配置する方針であること。

⑦ 指揮命令系統及び代行者の明確化

発電所対策本部における指揮命令系統を明確にすること、指揮者等が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め、指揮者等を必ず確保する方針であること。

⑧ 実効的に活動するための設備等の整備

- a. 実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための通信連絡設備を備えた緊急時対策所を整備する方針であること。
- b. 中央制御室、緊急時対策所、緊急時制御室及び現場との連携を図るため、通信連絡設備を整備する方針であること。

⑨ 発電所内外への情報提供

原子炉施設の状態及び対策の実施状況について、発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう、通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行うことができる体制を整備する方針であること。

IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制(固有)

(重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係)

重大事故等防止技術的能力基準2.2項は、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制が適切に整備されること又は整備される方針が適切に示されることを要求している。

具体的には、発電所において故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、発電所外部からの支援が受けられるまでの間、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するため、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備する方針であることを要求している。特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備においては、特定重大事故等に対処するために必要となる手順、具体的な判断基準及び優先順位が適切に整備される必要がある。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

1. 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制
2. 発電所外部からの支援を受けるまでの間に必要な体制

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、重大事故等防止技術的能力基準2.2項に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制の整備においては、特定重大事故等に対処するために必要となる手順、具体的な判断基準(以下IV-2.2において「手順等」という。)が適切に整備される方針であることを要求している。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- (1) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等
- (2) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等

(3) 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、申請者が、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえ、特定重大事故等に対処するために必要となる手順等を整備する方針であることを確認した。

なお、具体的な特定重大事故等に対処するために必要な体制における共通事項に対する審査については、「IV-2. 1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）」で記載した。

(1) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る体制の整備においては、特定重大事故等に対して、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等が適切に整備されることが必要である。

申請者は、重大事故等防止技術的能力基準 2. 2 項を踏まえた における準備操作の手順等を以下のとおり整備する。

① における準備操作に係る手順等

- a.
- b.
- c.

② における準備操作に係る手順等

- a.

b. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

c. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

d. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

e. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

上記1.(1)②a. から e. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

f. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な準備操作に係る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

(2) 特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等

特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る体制の整備においては、特定重大事故等に対して、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等が適切に整備されることが必要である。

具体的には、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）」で確認した特定重大事故等対処施設を構成する設備に係る必要な機能を維持するための体制について、重大事故等防止技術的能力基準のうち、関連する要求事項を踏まえた手順等が適切に整備されることが必要である。

このため、規制委員会は、以下の項目について審査を行った。

- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要となる手順等
- ② 原子炉内の熔融炉心の冷却機能に必要となる手順等
- ③ 原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能に必要となる手順等
- ④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要となる手順等
- ⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要となる手順等
- ⑥ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に必要となる手順等
- ⑦ サポート機能に必要となる手順等
 - ⑦-1 電源設備に対して必要となる手順等
 - ⑦-2 計装設備に対して必要となる手順等
 - ⑦-3 通信連絡設備に対して必要となる手順等
- ⑧ 緊急時制御室の居住性確保等に必要となる手順等

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、申請者による特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な操作に係る手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項、1. 4 項、1. 6 項、1. 7 項、1. 8 項、1. 9 項、1. 14 項、1. 15 項、1. 16 項、1. 18 項及び 1. 19 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第 42 条 3 (a) i. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 42 条第 2 号関係）1. (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な手順等を整備している。

a.

- [Redacted]
- [Redacted]
- b. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- c. [Redacted]
- d. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- e. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- f. [Redacted]
- [Redacted]

上記(2)①a. から f. の一連の手順に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- g. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- h. [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に必要な手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準 1. 3 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

[Redacted]

② 原子炉内の溶融炉心の冷却機能に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)ii. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.4項及び1.8項解釈1(2)を踏まえると、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、炉心を冷却し、原子炉格納容器下部への落下を遅延させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.(2) 原子炉内の溶融炉心の冷却機能」に必要な手順等として、以下のとおり、炉心を冷却し、原子炉格納容器下部への落下を遅延させるために必要な手順等を整備するとしている。

- a.
- b.
- c.
- d.
- e.
- f.
- g.

[Redacted]

h.

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

上記(2)②a. から h. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

i.

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉内の溶融炉心の冷却機能に必要な手順等を整備する方針が、重大事故等防止技術的能力基準1.4項及び重大事故等防止技術的能力基準1.8項解釈1(2)を踏まえており、適切なものであることを確認した。

③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)iii. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.8項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.(3) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な手順等を整備している。

a.

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

b.

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]

c. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

d. [Redacted]
[Redacted]

e. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

f. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

g. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

h. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 8項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)iv. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1. 6項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（4）原子炉格納容器内の冷却・減圧・

放射性物質低減機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順等を整備するとしている。

- a. [Redacted]
- b. [Redacted]
- c. [Redacted]
- d. [Redacted]
- e. [Redacted]
- f. [Redacted]
- g. [Redacted]
- h. [Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 6項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a) v. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1. 7項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1. (5) 原子炉格納容器の過圧破損防止機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な手順等を整備している。

- a.
 -
 -
- b.
- c.
 -
 -

- [redacted]
- d. [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
- e. [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
- f. [redacted]
[redacted]
[redacted]
- g. [redacted]
[redacted]
[redacted]
- h. [redacted]
[redacted]
[redacted]
- i. [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
- [redacted]
[redacted]
[redacted]
- [redacted]
[redacted]
[redacted]
- [redacted]
[redacted]
[redacted]
- j. [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

k. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

上記(2)⑤a. からk. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

1. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

m. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器の過圧破損防止機能に必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 7項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑥ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a) vi. 関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1. 9項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1. (6) 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能」に必要な手順等として、以下のとおり、原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出させるために必要な手順等を整備

するとしている。

- a. [Redacted]
[Redacted]
 - [Redacted]
[Redacted]
- b. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- c. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
 - [Redacted]
[Redacted]
- d. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- e. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.9項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦ サポート機能に必要な手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(a)vii. 関連）

⑦-1 電源設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.14項を踏まえると、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、必要な電力を確保するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）1.（7）サポート機能」のうち、電源設備に対する必要な手順として、以下のとおり、原子炉格納容器破損を防止す

るために必要な特定重大事故等対処施設を構成する設備へ電力を供給するための電源設備の手順等を整備している。

なお、下記手順等のうち、「a.」から「c.」については、「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制(固有)(重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係)1.(1)② []における準備操作に係る手順等」の一部として実施している。

- a. []
[]
[]
- b. []
[]
- c. []
[]
- d. []
[]
[]
- e. []
[]
[]
[]
[]

規制委員会は、申請者による電源設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.14項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦-2 計装設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.15項を踏まえると、特定重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の故障により特定重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室(第42条第2号関係)1.(7)サポート機能」のうち、計装設備に対する必要な手順として、以下のとおり、プラント状態の把握及び特定

重大事故等対処施設を構成する設備の監視に使用するパラメータ（以下「特重パラメータ」という。）を計測する計器に係る手順等を整備している。

- a. [Redacted]
- b. [Redacted]
- c. [Redacted]

上記⑦-2a. から c. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

- d. [Redacted]

規制委員会は、申請者による計装設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準 1. 15 項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑦-3 通信連絡設備に対して必要となる手順等

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準 1. 19 項を踏まえると、特定重大事故等が発生した場合において発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1. 6. 2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第 4 2 条第 2 号関係） 1. (7) サポート機能」のうち、通信連絡設備に対する必要な手順等として、以下のとおり、計測等を行った特に重要なパラメータの必要な場所における共有、必要な指示の伝達及び操作結果の報告等を行うため、発電所内外の必要のある場所と通信連絡を行う手順等を整備している。

- a. [Redacted]
- b. [Redacted]

- c.
- d.

規制委員会は、申請者による通信連絡設備に対して必要となる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1.19項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

⑧ 緊急時制御室の居住性確保等に必要となる手順等（設置許可基準規則解釈第42条3(d)関連）

本手順等に対しては、重大事故等防止技術的能力基準1.16項及び1.18項を踏まえると、特定重大事故等に対処するため、緊急時制御室に必要な数の要員がとどまるために必要な手順等を整備することが必要である。

申請者は、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）2. 緊急時制御室」に必要な手順等として、以下のとおり、特定重大事故等対処施設内の特重対策要員が緊急時制御室にとどまって特定重大事故等に対処するための居住性の確保及び特重対策要員の収容に係る手順等を整備している。

なお、下記手順等のうち、「a.」及び「b.」については、「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）1.（1）② における準備操作に係る手順等」の一部として実施している。

- a.
- b.

c. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

d. [Redacted]
[Redacted]

e. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

f. [Redacted]
[Redacted]

上記⑧a. から f. の一連の手順等に加え、その他配慮すべき事項は以下のとおり。

g. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

h. [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

i. [Redacted]
[Redacted]

j. [Redacted]
[Redacted]

k. [Redacted]
[Redacted]

規制委員会は、申請者による緊急時制御室の居住性等の確保に必要なとなる手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準1. 16項及び1. 18項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

(3) 原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等

原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために格納容器ベント以外の手段により原子炉格納容器を除熱し、速やかに原子炉格納容器内圧力を大気圧近傍まで下げることが必要である。

申請者は、重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえた原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持するために必要な手順等を以下のとおり整備するとしている。

- ①

- ②

- ③

規制委員会は、申請者による原子炉格納容器を長期的に安定状態に維持させるために必要な手順等を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準2. 2項を踏まえており、適切なものであることを確認した。

2. 発電所外部からの支援を受けるまでの間に必要な体制

重大事故等防止技術的能力基準2. 2項は、特定重大事故等に対処するため、発電所外部からの支援が受けられるまでの間、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備する方針であることを要求している。

申請者は、「IV-2. 1 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（共通）（重大事故等防止技術的能力基準1. 0項関係）3. 支援」に記載のとおり、外部支援を受けるまでの間に必要な手順等を整備することから、規制委員会は、申請者による外部支援を受けるまでの間に必要な体制を整備する方針が重大事故等防止技術的能力基準2. 2項にのっとったものであることを確認した。

IV-3 原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認

第42条第2号は、特定重大事故等対処施設について「原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること」を要求している。このため、「IV-1.6.2 特定重大事故等対処施設の機能及び緊急時制御室（第42条第2号関係）」において確認した特定重大事故等に対処するために必要な機能及び「IV-2.2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制（固有）（重大事故等防止技術的能力基準2.2項関係）」において確認した特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な体制による、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策に有効性があるかを確認する必要がある。

審査においては、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する観点から厳しいシナリオ（以下「評価事故シナリオ」という。）を選定し、これに対して原子炉格納容器の破損により放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があるかを確認する。

特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するに当たっては、設置許可基準規則解釈第37条2-3(a)から(i)に規定された以下の評価項目を概ね満足するかを確認した。

- (a) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること。
- (b) 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。
- (c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること。
- (d) 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は2.0MPa[gage]以下に低減されていること。
- (e) 急速な原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと。
- (f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。
- (g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a)の要件を満足すること。
- (h) 原子炉格納容器の床上に落下した熔融炉心が床面を拡がり原子炉格納容器バウンダリと直接接触しないこと及び熔融炉心が適切に冷却されること。
- (i) 熔融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失しないこと及び熔融炉心が適切に冷却されること。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) プラント状態の特徴及びその対策

申請者は、特定重大事故等対処施設により、 [Redacted]

[Redacted] 原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。

① プラント状態の特徴

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

② 対策の考え方

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

③ 初期の対策

[Redacted]
[Redacted]

④ 安定状態に向けた対策

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

① 解析手法

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するために、評価事故シナリオ及び解析コードの選定、解析条件の設定を以下のとおりとしている。

a. 評価事故シナリオ

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

b. 解析コード

c. 事故条件

d. 機器条件

e. 操作条件

② 解析結果

申請者による事象進展解析の結果は、以下のとおりである。

a. [Redacted]

b. [Redacted]

c. [Redacted]

d. [Redacted]

e. [Redacted]

f. [Redacted]

[Redacted]

g. [Redacted]

[Redacted] 上記 b. から g. より、解析結果は原子炉格納容器破損防止対策の評価項目 (a) から (g) 及び (i) を満足している。

③ 不確かさの影響評価

申請者が行った解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価は、以下のとおりである。

a. 解析コードにおける不確かさの影響

[Redacted]

b. 解析条件の不確かさの影響

[Redacted]

1. 2

--

(1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態を、

--

としている。

(2) プラント状態の特徴及びその対策

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するためのプラント状態の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。

① プラント状態の特徴

--

② 対策の考え方

[Redacted]

③ 初期の対策

[Redacted]

④ 安定状態に向けた対策

[Redacted]

(3) 解析手法及び結果、不確かさの影響評価

① 解析手法

申請者は、特定重大事故等対処施設により、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策の有効性を確認するために、評価事故シナリオ及び解析コードの選定、解析条件の設定を以下のとおりとしている。

a. 評価事故シナリオ

[Redacted]

b. 解析コード

原子炉格納容器における区画内や区画間の流動、構造材との熱伝達、格納容器スプレイ冷却、サプレッションプール水冷却、逃がし安全弁

[Redacted]

② 解析結果

申請者による事象進展解析の結果は、以下のとおりである。

- a.

- b.

- c.

- d.

- e.

- f.

- g.

[Redacted]

c. 対策の実施への影響

[Redacted]

(4) 必要な要員及び燃料等

申請者は、本評価事故シナリオにおける原子炉格納容器破損防止対策に必要な要員及び燃料等を以下のとおりとしている。

- ① [Redacted]
- ② [Redacted]

2. 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認結果

規制委員会は、各評価事故シナリオに対して申請者が特定重大事故等対処施設による [Redacted] 原子炉格納容器破損防止対策 [Redacted] [Redacted] として計画している以下の対策が、事象進展の特徴を捉えたものであると判断した。

[Redacted]

[Redacted text block]

また、上記の対策を講じた後、原子炉格納容器を安定状態へ導くために、除熱を確立し過圧破損を防止する対策及び水素爆発による破損を防止する対策が整備されていることを確認した。さらに、規制委員会は、対策に必要な要員及び燃料等についても、申請者の計画が十分なものであることを確認した。

さらに、規制委員会は、各評価事故シナリオに対する上記の [Redacted] [Redacted] 原子炉格納容器破損防止対策 [Redacted] を行った場合に対する申請者の解析結果について、以下のとおり確認した。

[Redacted text block]

原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 の放出量については、約 0.28TBq (7 日間) と評価され 100TBq を下回ることなど、原子炉格納容器破損防止対策の評価項目 (a) から (g) 及び (i) を満足している。さらに、申請者が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、評価項目 (a) から

(g)及び(i)を概ね満足しているという判断は変わらない。

なお、申請者が行った解析では、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認する観点から、原子炉格納容器外の原子炉格納容器の破損防止に係る設備（特定重大事故等対処施設を構成するもの及び特定重大事故等対処施設により対処するための準備操作に関連する設備を除く。）等が機能喪失する厳しいプラント状態を想定しているが、実際の事故対策に当たっては、これらの設備等の一部においては機能維持の可能性もあることから、これらが有する機能も重要な原子炉格納容器破損防止対策となり得る。

「(1) 特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態」で示したように、特定重大事故等対処施設による原子炉格納容器破損防止対策の有効性を確認するためのプラント状態に基づく評価事故シナリオにおいてその有効性を確認したことにより、これらの対策が原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して有効であると判断できる。

以上のとおり、規制委員会は、上記の確認及び判断により、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して、申請者が計画している特定重大事故等対処施設による、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策は有効性があることを確認した。

V 審査結果

東北電力株式会社が提出した本申請のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項を審査した結果、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

略語等

本審査書で用いられる主な略語等は以下のとおり。

略語等	名称又は説明
解釈別記 1	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 1
解釈別記 2	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 2
解釈別記 3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記 3
火災防護基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準
技術的能力指針	原子力事業者の技術的能力に関する審査指針
規制委員会	原子力規制委員会
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
重大事故等防止技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準
審査ガイド等	以下のガイドの総称 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価等に関する審査ガイド 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機の特性等
申請者	東北電力株式会社
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
地質ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

評価事故シナリオ	原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損を防止する観点から厳しいシナリオ
既許可申請	令和4年6月1日付け原規規発第2206019号をもって許可された「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(2号発電用原子炉施設の変更)」(令和3年12月16日申請、令和4年4月8日一部補正)
保安規定	女川原子力発電所原子炉施設保安規定
本申請	「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)」(令和4年1月6日申請、令和5年5月31日及び令和5年7月12日一部補正)
本発電所	女川原子力発電所

(案)

東 北 電 力 株 式 会 社
女 川 原 子 力 発 電 所 の
発 電 用 原 子 炉 設 置 変 更 許 可 申 請 書
（ 2 号 発 電 用 原 子 炉 施 設 の 変 更
の うち、耐 圧 強 化 ベ ン ト 系 の 廃 止 ）
に 関 す る 審 査 書

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I	はじめに	1
II	変更の内容.....	3
III	発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力.....	3
IV-1	重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）	4
IV-2	重大事故等対処施設（第43条関係）	5
IV-3	重大事故等対処設備及び手順等	5
V	審査結果	8

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づいて、東北電力株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）」（令和4年1月6日申請、令和5年5月31日及び令和5年7月12日一部補正）（以下「本申請」という。）のうち、耐圧強化ベント系の廃止に係る事項の内容が、同条第2項の規定により準用する以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

- （1）原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定（発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係る規定
- （2）同項第3号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）
- （3）同項第4号の規定（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）

なお、本申請のうち、特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査結果（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、同項第3号及び同項第4号）は別途取りまとめる。

さらに、本申請の内容が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号の規定（発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。）、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第5号の規定（同法第43条の3の5第2項第11号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）に適合しているかどうかについての審査結果も、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- (2) 同項第3号の規定に関する審査においては、技術的能力指針及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- (3) 同項第4号の規定に関する審査においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)。以下「設置許可基準規則解釈」という。)

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイドを参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した。

- (1) 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))

3. 本審査書の構成

「Ⅱ 変更の内容」には、本申請のうち耐圧強化ベント系の廃止について示した。

「Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」には、設置許可基準規則のうち重大事故等対処施設に適用される規定及び重大事故等防止技術的能力基準への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、規制委員会としての結論を示した。

なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り設置許可基準規則のものである。

Ⅱ 変更の内容

申請者は、本申請において、特定重大事故等対処施設の設置をもって耐圧強化ベント系を廃止するとしている。

Ⅲ 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）は、発電用原子炉設置者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力があることを、同項第3号は、発電用原子炉設置者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

規制委員会は、上記要求のうち、発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力について、「東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更のうち、特定重大事故等対処施設の設置）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）」において示したとおり、技術的能力指針に適合するものと判断した。

なお、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力についての審査結果は、「Ⅳ 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」で記載する。

Ⅳ 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力

本章においては、本申請のうち耐圧強化ベント系の廃止について、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下この章において同じ。）及び重大事故等対処に係る技術的能力に関して審査した結果を示した。なお、設計基準対象施設に関しては、令和4年6月1日付け原規規発第2206019号をもって許可した「女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）」（令和3年12月16日申請、令和4年4月8日一部補正。以下「既許可申請」という。）から変更はないことを確認した。

申請者は、重大事故等対処施設に位置付けていた耐圧強化ベント系及び耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止するとしている。

このため、規制委員会は、関連する以下の項目について審査を行った。

- IV-1 重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）
- IV-2 重大事故等対処施設に対する共通の要求事項（第43条関係）
- IV-3 重大事故等対処設備及び手順等（第48条及び第58条並びに重大事故等防止技術的能力基準1.5項関係及び1.15項関係）

なお、上記の項目以外に、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（第7条関係）、安全避難通路等（第11条関係）、重大事故等対処施設の地盤（第38条関係）、地震による損傷の防止（第39条関係）、津波による損傷の防止（第40条関係）、火災による損傷の防止（第41条関係）及び重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準1.0項関係）について、既許可申請から変更がないことを確認した。

規制委員会は、本申請のうち耐圧強化ベント系の廃止に係る内容を確認した結果、設置許可基準規則及び重大事故等防止技術的能力基準に適合するものと判断した。

上記についての基準適合性の判断は以下のとおり。

IV-1 重大事故等の拡大の防止等（第37条関係）

第37条第1項及び第2項は、発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じること、重大事故が発生した場合においては、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じることを要求している。

また、第37条第3項及び第4項は、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じること、運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じることを要求している。

申請者は、本申請において、耐圧強化ベント系を廃止するとしている。

規制委員会は、既許可申請において、耐圧強化ベント系は最終ヒートシンクへ熱を輸送するために使用する原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失した場合の代替手段として位置付けられていたが、その耐圧強化ベント系を廃止して

も、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器からの除熱を実施できることから、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）の有効性評価の成立性は変わらないことを確認した。

また、格納容器破損防止対策、使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策及び運転停止中の原子炉の燃料損傷防止対策については、既許可申請の内容から変更がないことを確認した。

規制委員会は、以上の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

なお、重大事故等対処設備及びその手順等の整備の方針は、IV-2及びIV-3に示している。

IV-2 重大事故等対処施設（第43条関係）

第43条第1項は、重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として、想定される重大事故等が発生した場合における環境条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること等を要求している。

また、第43条第2項は、常設重大事故等対処設備全般に対して、共通事項として、想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること等を要求している。

申請者は、本申請において、耐圧強化ベント系及び耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止するとしている。

規制委員会は、変更後の設備においても重大事故等対処設備の共通の設計方針等に変更がないことを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。

IV-3 重大事故等対処設備及び手順等

第44条から第62条及び重大事故等防止技術的能力基準1.1項から1.19項は、原子炉設置者に対し、重大事故等に対処するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。このうち、手順等については、保安規定等において規定する方針であることを要求している。

申請者は、耐圧強化ベント系を廃止することから、既許可申請で示した設備及び手順から、耐圧強化ベント系に係る設備及び手順を廃止するとしている。

このため、規制委員会は、申請者の計画のうち、今回の変更に係る以下の設備及び手順等について、上記の要求事項に対応し、適切に整備する方針であるか、有効性評価（第37条）において位置付けた重大事故等対処設備及び手順等を含み、適切に整備する方針であるかを審査した。

- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び手順等（第48条及び重大事故等防止技術的能力基準1.5関係（以下「第48条等」という。））
- ・計装設備及びその手順等（第58条及び重大事故等防止技術的能力基準1.15項関係（以下「第58条等」という。））

1. 規制要求に対する設備及び手順等

(1) 第48条等及び第58条等の規制要求に対する設備及び手順等

① 対策と設備

申請者は、第48条等及び第58条等に基づく要求事項に対応するために、既許可申請において整備するとした対策とそのための重大事故等対処設備のうち、耐圧強化ベント系及び耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止するとしている。

② 重大事故等対処設備の設計方針

申請者は、耐圧強化ベント系は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備である格納容器圧力逃がし装置が機能を喪失した場合の代替手段と位置付けている。

規制委員会は、炉心が損傷していない場合に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備である耐圧強化ベント系は、原子炉格納容器フィルタベント系が機能を喪失した場合の代替手段と位置付けられており、第48条等の要求事項は、原子炉格納容器フィルタベント系により満足されていることから、耐圧強化ベント系及び耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止しても、第48条等の適合性には影響しないことを確認した。

また、規制委員会は、耐圧強化ベント系放射線モニタは耐圧強化ベント系からの放射性物質を含む気体の排気を放射線量の変化によって検出するための設備であり、耐圧強化ベント系の廃止に伴い耐圧強化ベント系放射線モニタは不要となることから、耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止しても第58条等の適合性には影響しないことを確認した。

以上の確認から、規制委員会は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び計装設備について、耐圧強化ベント系及び耐圧強化ベント

系放射線モニタを廃止しても第48条等及び第58条等に適合する措置等を講じた設計とする方針に変更がないことを確認した。

③ 手順等の方針

申請者は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等において、耐圧強化ベント系を用いた手順を廃止するとしている。

規制委員会は、炉心が損傷していない場合に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備である耐圧強化ベント系は、原子炉格納容器フィルタベント系が機能を喪失した場合の代替手段と位置付けられており、第48条等の要求事項は、原子炉格納容器フィルタベント系の手順等により満足されていることから、耐圧強化ベント系を用いた手順を廃止しても、第48条等の適合性には影響しないことを確認した。

また、規制委員会は、耐圧強化ベント系放射線モニタは耐圧強化ベント系からの放射性物質を含む気体の排気を放射線量の変化によって検出する設備であり、耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止しても事故時の計装に関する手順等に変更はないことから、第58条等の適合性には影響しないことを確認した。

以上の確認から、規制委員会は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等及び事故時の計装に関する手順等について、耐圧強化ベント系及び耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止しても第48条等及び第58条等に適合する手順等を整備する方針に変更がないことを確認した。

以上のとおり、規制委員会は、申請者が計画する最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び手順等並びに事故時の計装に関する設備及びその手順等が第48条等及び第58条等に従って適切に整備される方針に変更がないことから、これらの要求に適合するものと判断した。

(2) 第37条等の規制要求に対する設備及び手順等

申請者は、本申請において、有効性評価（第37条）において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため重大事故等対処設備として位置付けた設備及び手順等のうち、耐圧強化ベント系に係る設備及び手順等を廃止としている。

規制委員会は、耐圧強化ベント系に係る設備及び手順等を廃止するものの、申請者が有効性評価（第37条）において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため重大事故等対処設備及び手順等として位置付けた設備及び手順等を、第48条等、第58条等及び第43条等に従って適切に整備する方針に変更がないことを確認した。

V 審査結果

東北電力株式会社が提出した本申請のうち耐圧強化ベント系の廃止に係る事項を審査した結果、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）、第3号及び第4号に適合しているものと認められる。

女川原子力発電所2号炉の 特重施設の設置等に関する審査概要

令和5年8月30日

原子力規制庁

目次

1-1.	特重施設の設置に係る審査の経緯	P.2
1-2.	特重施設の概要：設置許可基準規則等の主な要求事項	P.3
1-3.	審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制	P.4～6
1-4.	審査結果：大型航空機の衝突による影響評価	P.7～8
1-5.	審査結果：外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計	P.9
1-6.	審査結果：格納容器破損防止対策の有効性の確認	P.10
1-7.	審査結果：その他考慮する事項	P.11～12
2-1.	耐圧強化ベント系の廃止に係る審査の経緯	P.13
2-2.	審査結果	P.14
参考.	特定重大事故等対処施設（特重施設）とは	P.15

1-1. 特重施設の設置に係る審査の経緯

<新規制基準施行（H25.7.8）>

- 新規制基準において、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）等を設けることを要求
- 特重施設等については新規制基準の施行日から5年間の経過措置を規定

<設置許可基準規則※¹の一部改正（H28.1.12）>

- 経過措置規定の起算点を、新規制基準の施行日から、新規制基準に適合するための本体施設等※²に係る工事計画の認可の日（設計及び工事の計画の認可の日）に変更（女川原子力発電所2号炉：R3.12.23）
⇒R3.12.22が特重施設の設置期限

<設置変更許可申請の状況>

- 東北電力株式会社から、女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）を受理（R4.1.6）
- R5.5.31に補正、R5.7.12に再補正を受理

<審査会合等の実施>

- R4.1.20からプラント側と地盤側の審査会合を合わせて計16回開催。このうち、審査の迅速・効率化の観点から島根2号炉特重との合同会合を2回実施
- 担当委員の現地調査を実施（R4.1.1.18（杉山委員）、R5.4.20～21（石渡委員））
- 原子力規制委員会 津波による敷地内浸水に対する機能維持の方針に関する臨時会議を2回実施
第1回：女川原子力発電所2号炉の特重施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査方針（1回目）（R4.5.18 第11回規制委員会）
第2回：女川原子力発電所2号炉の特重施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請の審査方針（2回目）（R4.6.8 第16回規制委員会）

※¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

※² 設置許可基準規則（平成25年7月8日施行）の要求に基づき設置される設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特重施設を除く）等

1-2. 特重施設の概要：設置許可基準規則等の主な要求事項

第2条※1：特重施設の定義

- ▶ 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう。

第42条：特重施設

- ▶ 工場等には、次に掲げるところにより、特重施設を設けなければならない。
 - 一. 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
 - 二. 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
 - 三. 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

技術的能力2. 2 ※2：特重施設の機能を維持するための体制の整備

- ▶ 発電用原子炉設置者において、特重施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

※1：本頁以後、条番号については、断りのない限り設置許可基準規則のものとする。

※2：実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準 2. 2

1-3. 審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制（1 / 3）

要求事項

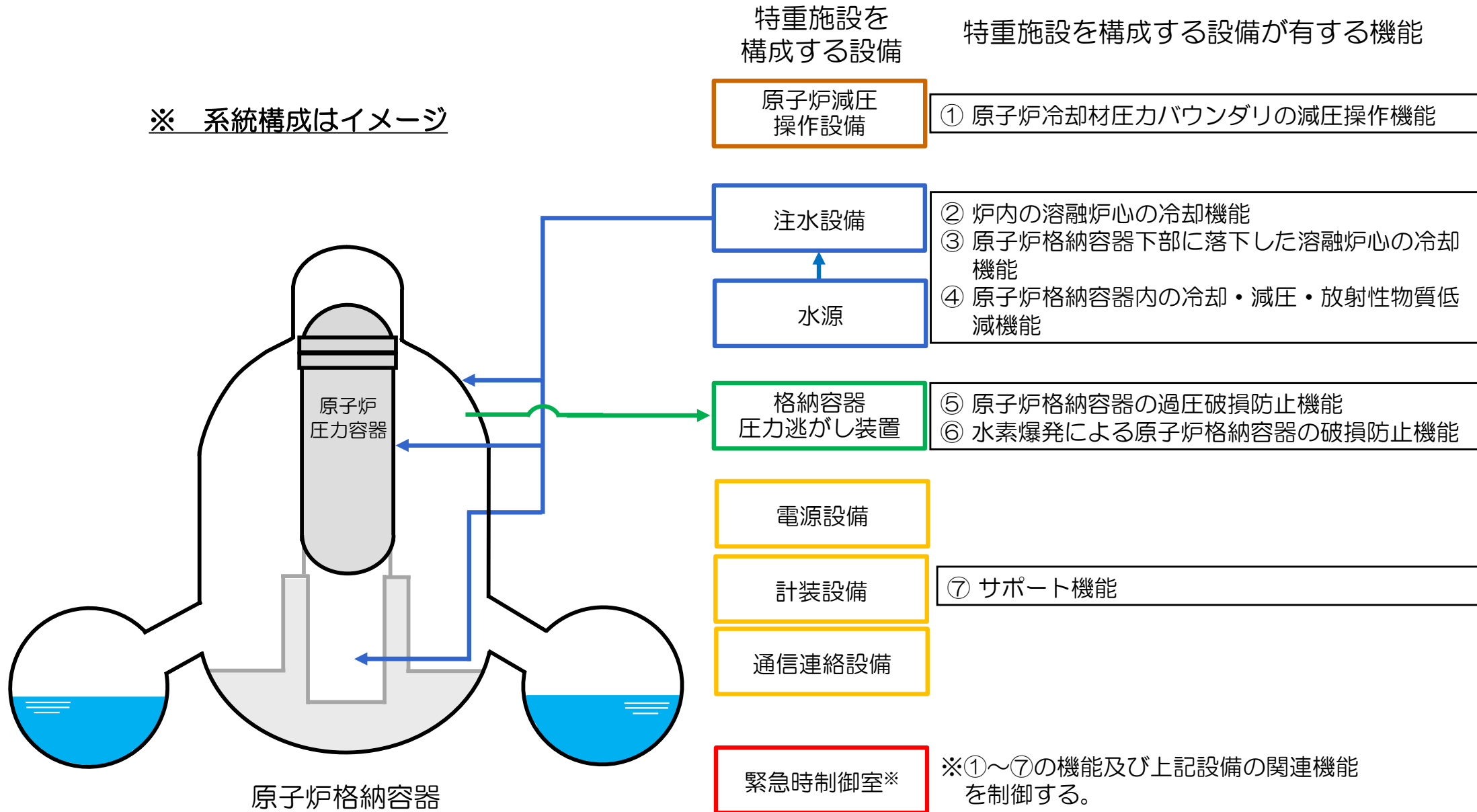
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであるとともに、特重施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていることを要求。（第42条第2号関係、技術的能力2.2）

確認結果

- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な機能を有する設備に係る設計方針について、以下の①から⑧の機能を有する設備及び緊急時制御室を設置するなどとしていることから第42条第2号に適合するものと判断した。
 - 当該機能を維持するための必要な操作に係る体制、手順等を整備する方針が技術的能力2.2に適合するものと判断した。
- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能（原子炉減圧操作設備）
 - ② 原子炉内の溶融炉心の冷却機能（低圧注水設備）
 - ③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能（原子炉格納容器下部への注水設備）
 - ④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能（格納容器スプレイ）
 - ⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能（フィルタベント装置）
 - ⑥ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能（フィルタベント装置）
 - ⑦ サポート機能（電源設備、計装設備、通信連絡設備）
 - ⑧ 上記設備の関連機能（減圧弁、配管等）

1-3. 審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制（2/3）

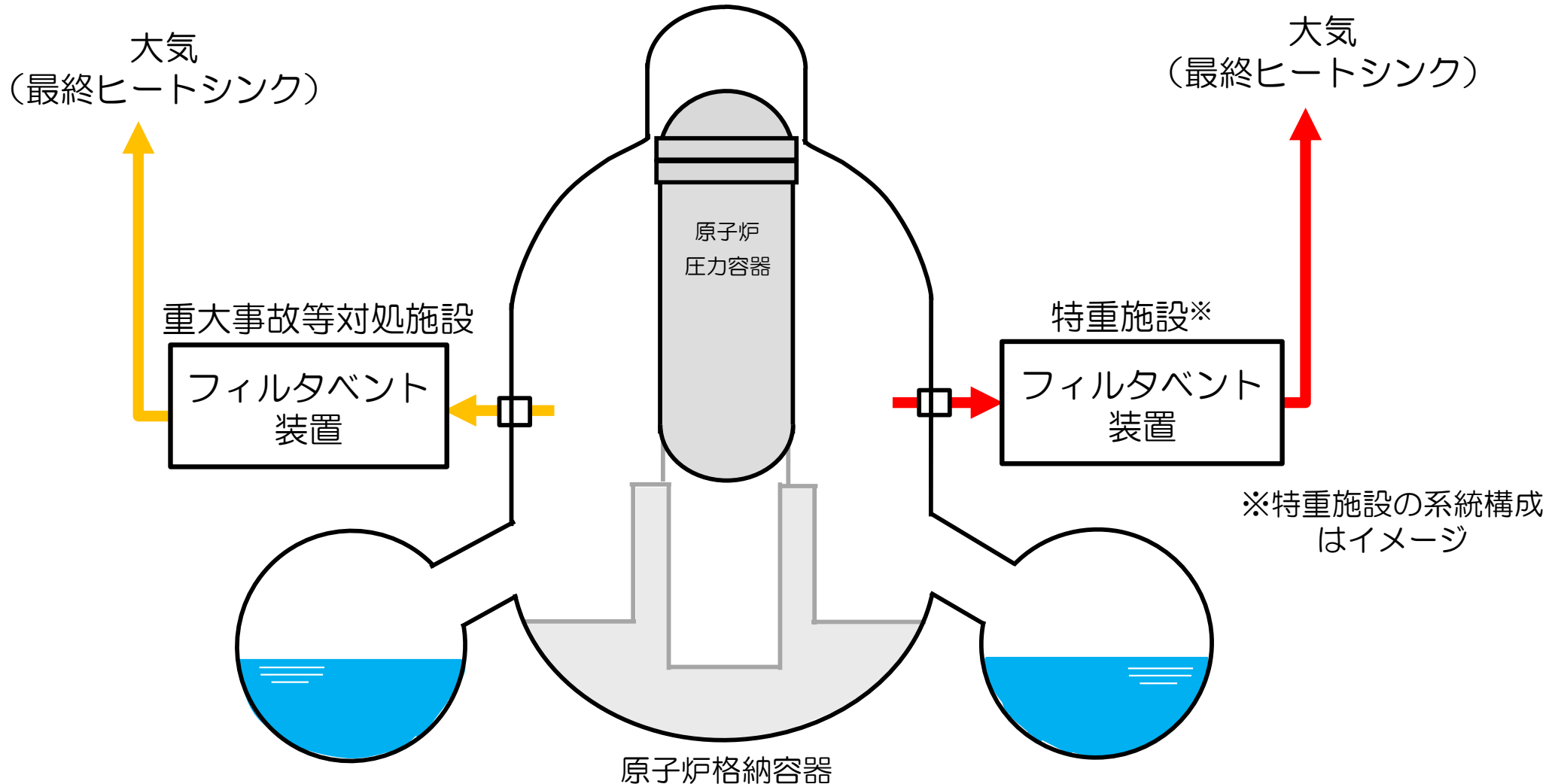
※ 系統構成はイメージ



1-3. 審査結果：特重施設を構成する設備の設計及び体制（3/3）

女川2号炉の原子炉格納容器の過圧破損防止機能

- 原子炉格納容器の過圧破損防止機能については、重大事故等対処施設のフィルタベント装置に加え、大型航空機の衝突に対して機能維持するフィルタベント装置を設置する。



1-4. 審査結果：大型航空機の衝突による影響評価（1/2）

要求事項

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを要求。（第42条第1号関係）

確認結果

- 原子炉建屋等※¹及び特重施設が同時に破損することを防ぐために必要な離隔距離（例えば100m以上）を確保する設計としていることを確認した。
- 故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納する設計であることを確認した。
- 設計に必要なとなる想定する重大事故等については、様々な想定事象を含む厳しい事象である大型航空機の衝突で代表するものとし、特重施設審査ガイド※²及び航空機衝突影響評価ガイド※³を参照し、以下の項目が適切になされていることを確認した。
 1. 大型航空機の特性的設定
 2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価※⁴の対象範囲の設定
 3. 特重施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

※¹ 原子炉建屋及び制御建屋。設置許可基準規則第42条の「原子炉建屋」に相当。

※² 実用発電用原子炉に係る特重施設に関する審査ガイド

※³ 実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド

※⁴ 航空機衝突影響評価ガイドにおける、大型航空機衝突時の構造評価及び機能評価を示す。

1-4. 審査結果：大型航空機の衝突による影響評価（2/2）

1. 大型航空機の特性の設定

- 特重施設審査ガイドを参照し、衝突を想定する航空機の機種、進入角度、進入速度及び燃料積載量が設定されていることを確認した。

2. 衝突箇所及び大型航空機衝突影響評価の対象範囲の設定

- 大型航空機が原子炉建屋等及び特重施設を同時又は連続的に衝突する範囲をそれぞれ設定していることを確認した。また、大型航空機衝突影響評価の対象として評価対象建屋等及び評価対象設備を設定していることを確認した。

3. 特重施設の大型航空機衝突影響評価を踏まえた設計方針

- 特重施設について、原子炉建屋等に対して必要な離隔距離等を確保した設計を基本とした上で、特重施設を構成する設備を収納する建屋及び施設について大型航空機の衝突に対して頑健性を有する設計とすることなどを確認した。

1-5. 審査結果：外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計

要求事項

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであることを要求。具体的に、少なくとも7日間、必要な設備が機能するに十分な容量を有するよう設計を行うことを要求。（第42条第3号関係）

確認結果

- 特重施設内に必要な水、燃料を貯蔵すること及び必要な電力供給量を確保することにより、支援が受けられるまでの少なくとも7日間、特重施設を使用できるようにする設計としていることを確認した。

1-6. 審査結果：原子炉格納容器破損防止対策の有効性の確認

要求事項

- 原子炉建屋の大型航空機の衝突等により想定される重大事故等に対処するために必要な機能及び特重施設の機能を維持するために必要な体制により、原子炉格納容器の破損を防止する対策に有効性があることを確認すること。

確認結果

- 原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより想定されるプラント状態に対して、特重施設による原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する対策は有効性があることを確認した。
- 対策の有効性を確認するにあたっては、以下の評価項目を概ね満足することを確認した。
- 特重施設のフィルタベント装置等により、原子炉格納容器から環境に放出されるCs-137放出量は7日間で約0.28TBqであり、100TBqを下回ることを確認した。

評価項目

- ✓ 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力又は限界圧力を下回ること（可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合も含む）。
- ✓ 原子炉格納容器バウンダリにかかる温度が最高使用温度又は限界温度を下回ること。
- ✓ 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであること（Cs-137の放出量が100 TBqを下回っていること）。
- ✓ 原子炉圧力容器の破損までに原子炉冷却材圧力は2.0 MPa以下に低減されていること。
- ✓ 急速な原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用による熱的・機械的荷重によって原子炉格納容器バウンダリの機能が喪失しないこと。
- ✓ 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。
- ✓ 熔融炉心による侵食によって、原子炉格納容器の構造部材の支持機能が喪失しないこと及び熔融炉心が適切に冷却されること。

第38条：重大事故等対処施設の地盤

- 重大事故等対処施設を設置する地盤については、特重施設に加えて既許可で審査した重大事故等対処施設の一部についても合わせて評価を行い、既許可で評価した断層及び新たに確認された断層の活動性評価結果から、変位が生ずるおそれがないことを確認した。
- また、基準地震動を用いた支持、変形に係る評価結果が各々の評価基準値等を満足していることなどから、基準に適合していることを確認した。

第39条：地震による損傷の防止

- 特重施設は、基準地震動に対して、規則解釈別記2に適合した耐震Sクラス相当の設計とした上で、各部に生ずる応力等が地盤の支持性能を考慮しても許容限界に相当する応力等に対して余裕を有することを確認した。また、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのある斜面は存在しないことを確認した。

第40条：津波による損傷の防止

- 特重施設の耐津波設計方針について、解釈別記3に準じた設計とした上で、特重施設が設けられる発電所の敷地に津波による浸水が生じた場合においても、特重施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持することを確認した。

第41条：火災による損傷の防止

- 特定の火災区域又は火災区画における火災防護対策の設計が火災防護基準の規定にのっとり適切なものであり、特重施設を構成する設備それぞれの特徴を考慮した対策を講じることを確認した。

第43条：重大事故等対処設備

- 特重施設を構成する設備の共通の設計方針等について、特定重大事故等の収束に必要な容量を有する設計とするなどを確認した。

以上、事業者の申請内容が、各要求事項を満足していることを確認した。

2-1. 耐圧強化ベント系の廃止に係る審査の経緯

<設置変更許可申請の状況>

- 東北電力株式会社から、女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）を受理（R4.1.6）
- R5.5.31に補正、R5.7.12に再補正を受理

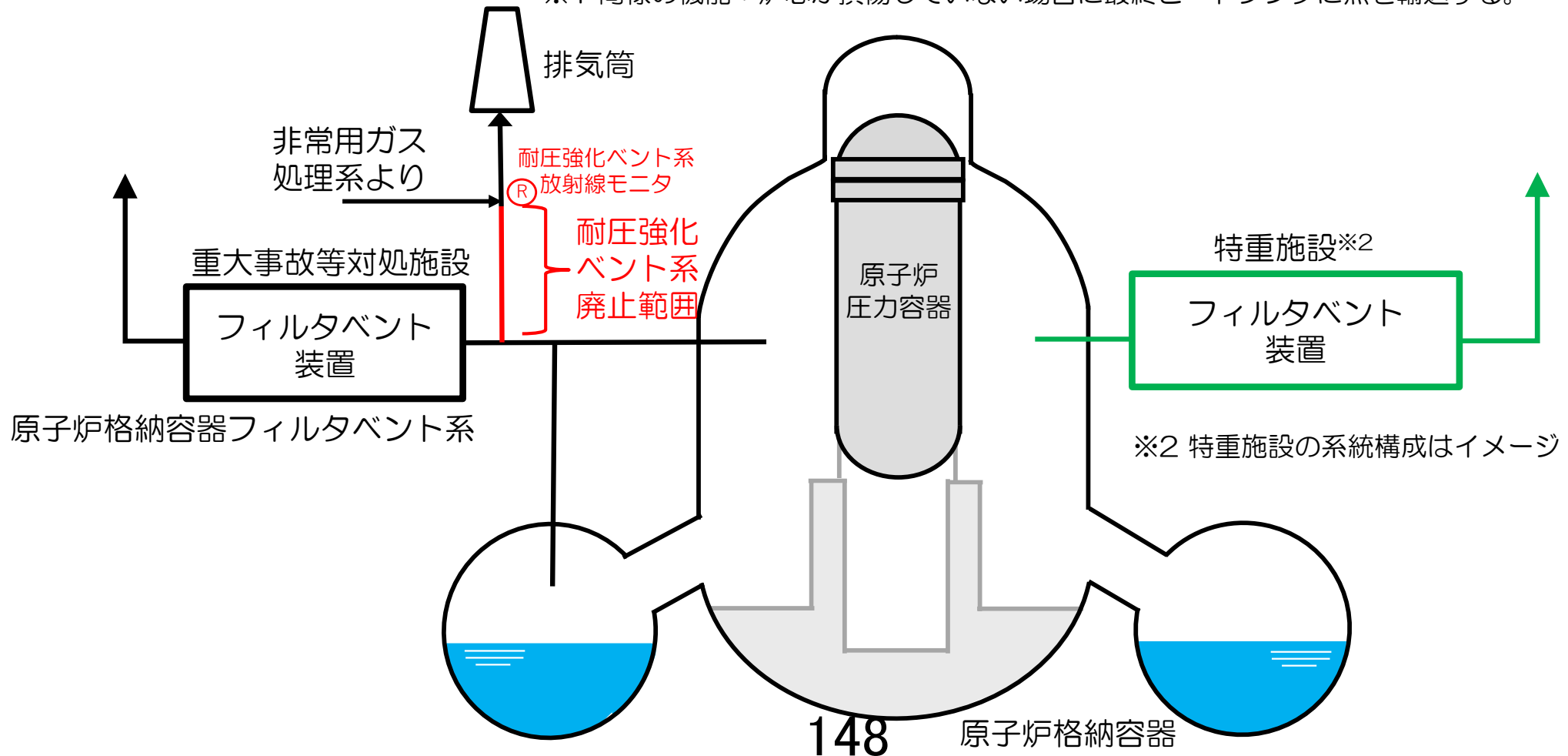
<審査会合の実施>

- R4.1.20から審査会合を3回。

<変更内容>

- 耐圧強化ベント系は、同様の機能を※1を有する特重施設の設置をもって廃止する。

※1 同様の機能：炉心が損傷していない場合に最終ヒートシンクに熱を輸送する。



2-2. 審査結果

第48条及び重大事故防止技術的能力基準1. 5項関係

(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等)

炉心が損傷していない場合に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備である耐圧強化ベント系は、原子炉格納容器フィルタベント系が機能を喪失した場合の代替手段と位置付けられており、第48条等の要求事項は、原子炉格納容器フィルタベント系により満足されていることから、耐圧強化ベント系を廃止しても、第48条等の適合性には影響しないことを確認した。

第58条及び重大事故防止技術的能力基準1. 15項関係

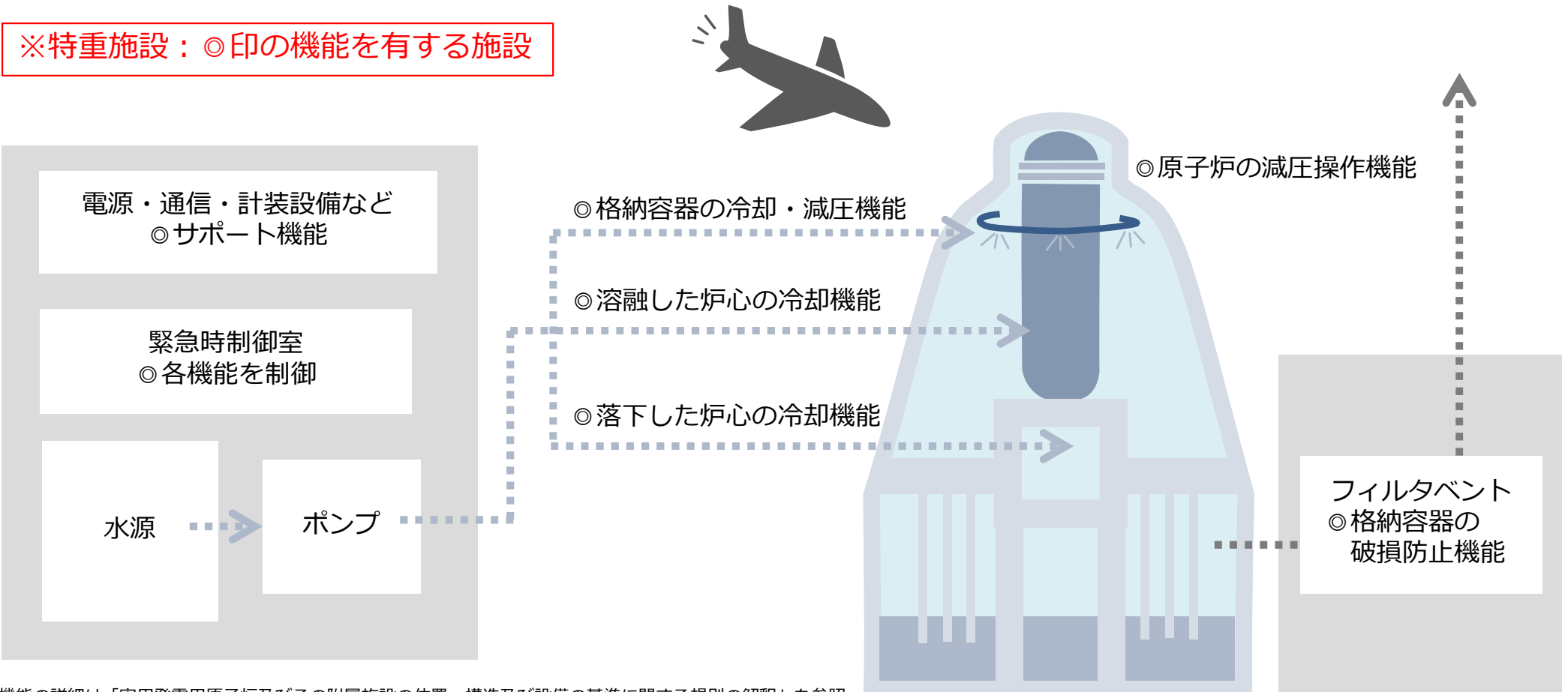
(計装設備及び事故時の計装に関する手順等)

耐圧強化ベント系放射線モニタは耐圧強化ベント系からの放射性物質を含む気体の排気を放射線量の変化によって検出するための設備であり、耐圧強化ベント系放射線モニタを廃止しても第58条等の適合性には影響しないことを確認した

特定重大事故等対処施設（特重施設※）とは

意図的な航空機衝突などの状況に備えて、重大事故等への対策として用意している炉心や格納容器の損傷による影響を緩和するための可搬型設備などを用いた人的な対応に加えて、信頼性を更に向上させるためのバックアップ対策として設置される施設※

※特重施設：◎印の機能を有する施設



◎各機能の詳細は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」を参照
<https://www.nra.go.jp/data/000382455.pdf>
 (第42条(特定重大事故等対処施設)2号関係の解釈)